

令和6年度

市 税 概 要

小 田 原 市

目 次

第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	令和6年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算	5
5	令和6年度一般会計当初予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	令和5年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成6年度以降)	12

第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	令和6年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	令和6年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	令和6年度所得区分別所得割額調	16
(4)	令和6年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成6年度以降)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成6年度以降)	38

3	軽自動車税（種別割）	
	(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
	(2) 令和6年度軽自動車税(種別割)課税状況	40
4	市たばこ税	
	(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
	(1) 課税対象入湯客数に関する調	42
	(2) 年度別調定額に関する調	42
	(3) 特別徴収義務者数	42
	(4) 入湯税の用途	42
6	都市計画税	
	(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調	43
	(2) 納税義務者に関する調	43
	(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
	(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

第4章 その他の資料

1	市税調定額比較表	48
2	市税収入額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	令和5年家屋建築状況調	51
8	令和5年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	69

第1章 総括

1 沿 革

(1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏によって約100年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏の後、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

(2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県の西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.60km²で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

< 市域・人口・世帯数の推移 >

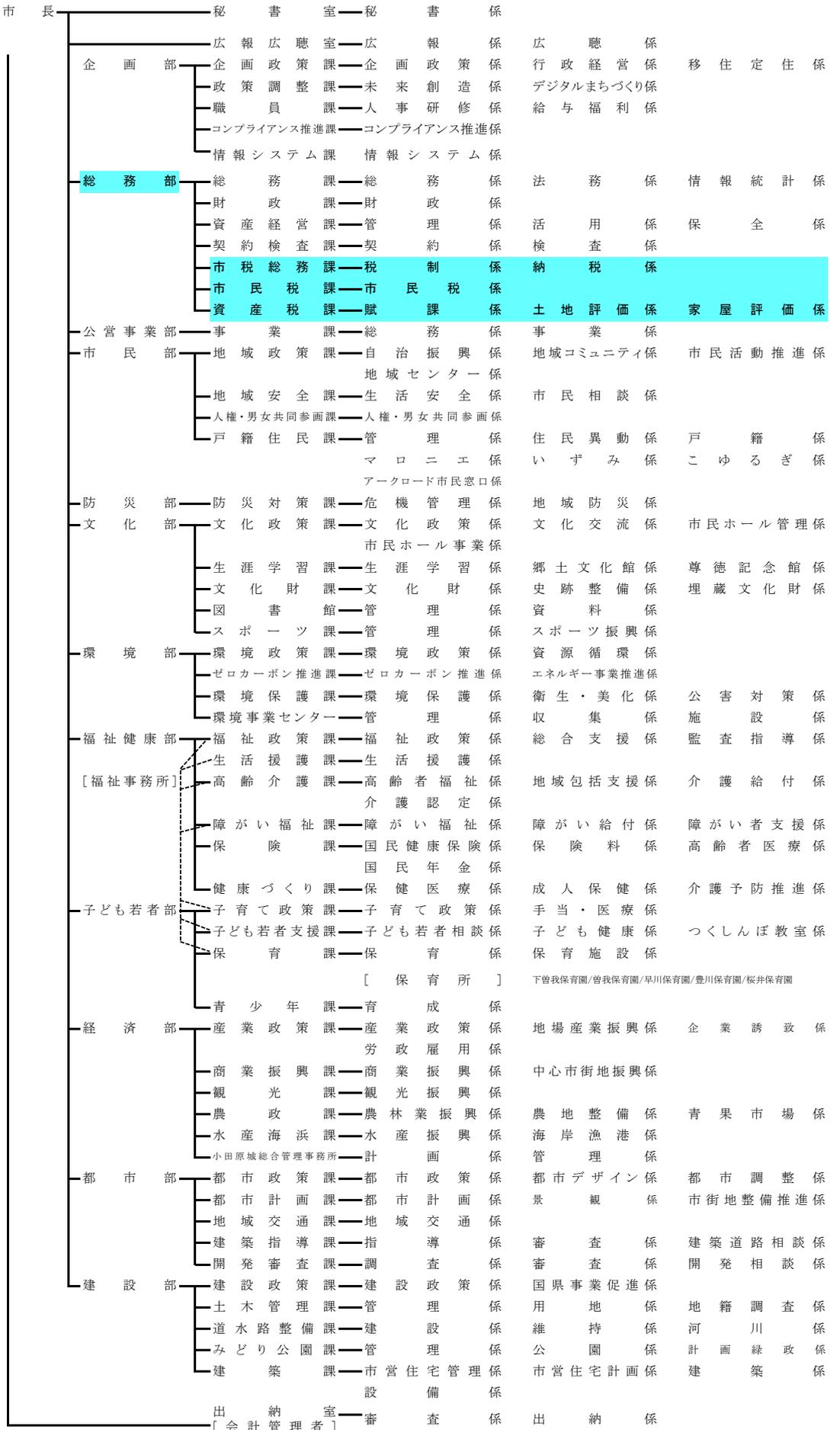
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 17年		74,291	198,741	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	
令和元年		81,748	190,109	〃	
〃 2年		81,864	188,856	〃	
〃 3年		82,886	188,243	113.60	国土地理院の地図データ更新に伴い令和3年1月1日から113.60km ² へ変更
〃 4年		83,701	187,347	〃	
〃 5年		84,425	186,338	〃	
〃 6年		85,682	185,926	〃	

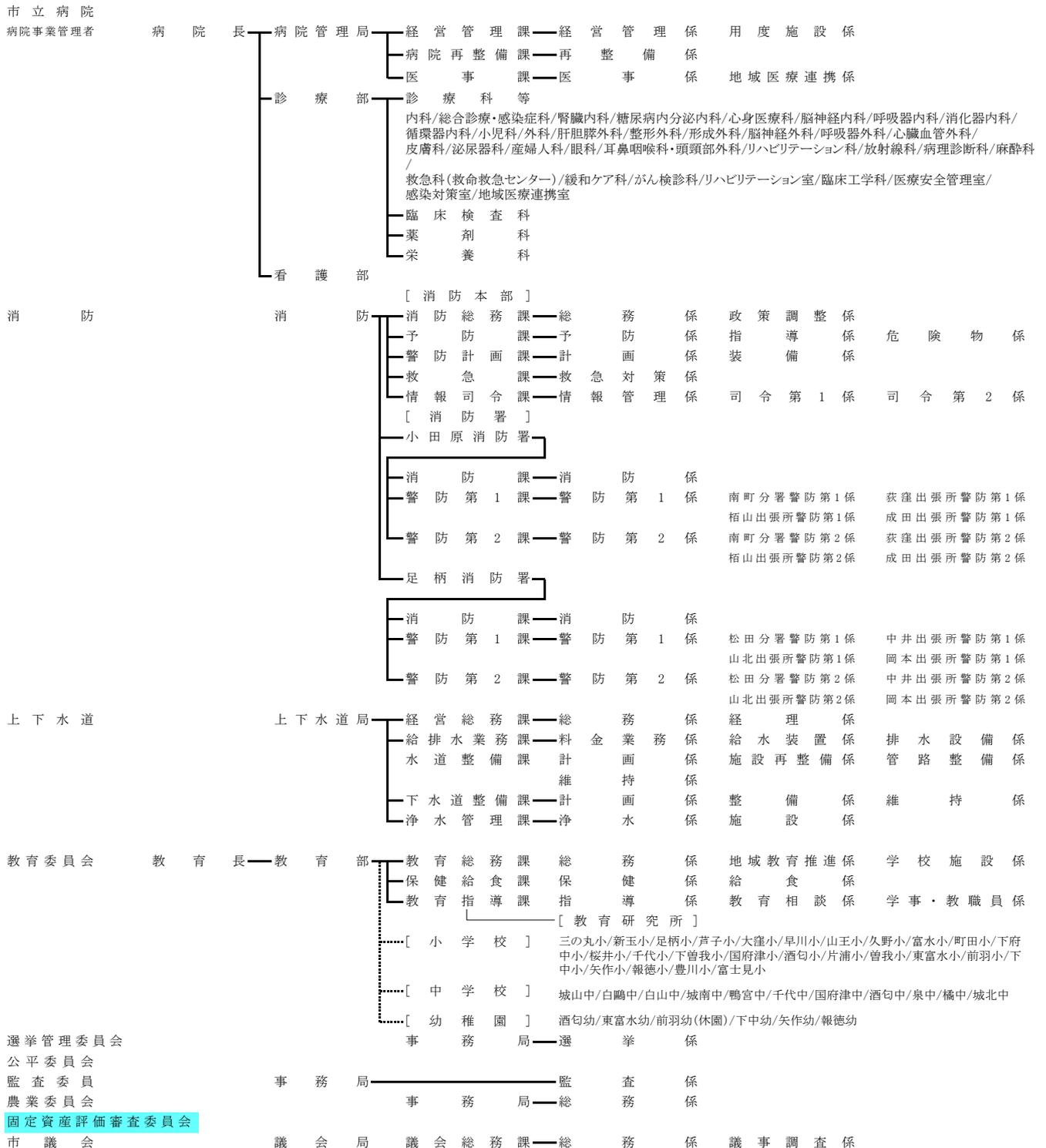
注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

2 小田原市行政機構図

(令和6年7月1日現在)

市長 局長 副市長





区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	12	56(57)	139(142)
市立病院	1	3	5
消防	1	11	33
上下水道	1	5	14
教育委員会	1	3	8
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	18	81(82)	204(207)

* 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。
 * 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。
 * 消防の課の数は、消防署を除く。
 * ()内は、令和6年4月1日の数

3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(令和6年7月1日現在)

部	課	係	職 名	事務分掌		
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事 2 税制の調査及び研究に関する事 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事 4 入湯税に関する事 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事 6 自動車の臨時運行許可に関する事 7 固定資産評価審査委員会に関する事 8 納税意識の啓発に関する事 9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事 10 市税等の督促及び滞納処分に関する事 11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事 12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事 13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事 14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事 15 市税滞納審査会に関する事 16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事 17 他の課に属しない税務事務に関する事		
			副 課 長 3			
		税制係	係 長 1			
			主 査 3			
			主 任 1			
			主 事 3			
			計 8			
		納税係	係 長 3			
			主 査 1			
			主 任 5			
			主 事 2			
			主 事 補 1			
		計 12				
		徴収指導員 2				
		計 26				
		市民税課			課 長 1	1 市民税の調定に関する事 2 個人の市民税、県民税及び森林環境税(以下「市県民税等」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事 3 市県民税等及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事 4 市県民税等及び法人の市民税の減免に関する事
					副 課 長 1	
			担 当 監 1			
	市民税係 (普通徴収)		係 長 1			
			主 査 2			
			主 任 1			
			主 事 4			
			主 事 補 1			
	計 9					
	市民税係 (特別徴収・法人)		主 査 1			
		主 任 1				
主 事 2						
計 4						
計 16						
資産税課		課 長 1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事 7 市税等に係る証明に関する事 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事			
		副 課 長 1				
		担 当 監 1				
	賦課係	係 長 2				
		主 査 3				
		主 任 2				
		主 事 1				
		計 8				
	土地評価係	係 長 2				
		主 査 2				
		主 任 1				
		主 事 2				
	計 7					
家屋評価係	係 長 1					
	主 査 2					
	主 任 2					
	主 事 3					
	主 事 補 1					
計 9						
計 27						
合計 69						

4 令和6年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額	構 成 比 (%)	
一 般 会 計	76,500,000	38.69	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	26,630,000	13.47
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	138,000	0.07
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	20,165,000	10.20
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	30,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	212,000	0.11
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	17,860,000	9.03
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	5,755,000	2.91
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	209,180	0.10
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,761,000	2.41
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	675,000	0.34
	計	76,435,180	38.66
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	6,830,040	3.45
	病 院 事 業 会 計	26,009,795	13.15
	下 水 道 事 業 会 計	11,953,941	6.05
	計	44,793,776	22.65
合 計	197,728,956	100.00	

5 令和6年度一般会計予算額及び構成比

(単位:千円)

入			出		
款	予算額	構成比(%)	款	予算額	構成比(%)
1 市 税	31,746,000	41.50	1 議 会 費	445,685	0.58
2 地方譲与税	389,000	0.51	2 総 務 費	9,624,800	12.58
3 利子割交付金	10,000	0.01	3 民 生 費	32,309,655	42.24
4 配当割交付金	220,000	0.29	4 衛 生 費	8,361,387	10.93
5 株式等譲渡所得割交付金	220,000	0.29	5 労 働 費	128,367	0.17
6 法人事業税	550,000	0.72	6 農林水産業費	1,041,413	1.36
7 地方消費税	4,700,000	6.14	7 商 工 費	1,547,681	2.02
8 ゴルフ場利用税	15,000	0.02	8 土 木 費	6,667,154	8.72
9 環境性能割金	110,000	0.14	9 消 防 費	2,810,363	3.67
10 地方特例金	1,010,000	1.32	10 教 育 費	8,069,318	10.55
11 地方交付税	3,500,000	4.57	11 公 債 費	5,464,177	7.14
12 交通安全対策金	23,269	0.03	12 予 備 費	30,000	0.04
13 分担金及び負担金	414,636	0.54			
14 使用料及び手数料	1,542,022	2.02			
15 国庫支出金	14,982,347	19.58			
16 県支出金	5,175,357	6.77			
17 財産収入	229,903	0.30			
18 寄附金	1,511,605	1.98			
19 繰入金	3,037,101	3.97			
20 繰越金	300,000	0.39			
21 諸収入	2,401,960	3.14			
22 市 債	4,411,800	5.77			
合 計	76,500,000	100.00	合 計	76,500,000	100.00

*構成比は、端数処理のため合計が100にならない場合がある。

6 市税当初予算額比較

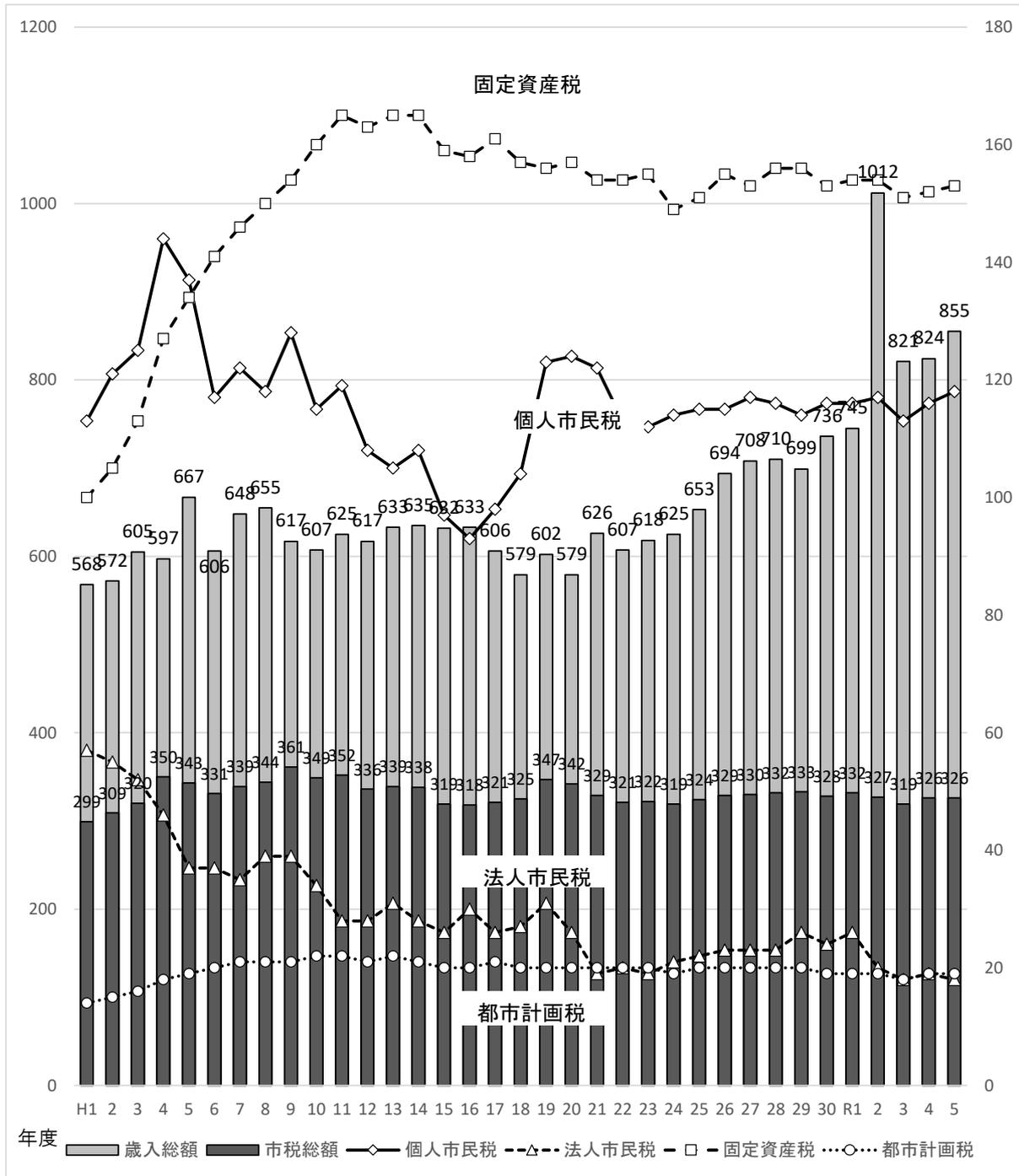
(単位:千円)

税 目	令和5年度予算額	構成比 (%)	令和6年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,763,087	36.24	11,166,665	35.18
	市民税(法人)	1,605,307	4.95	1,603,492	5.05
	固定資産税	15,119,655	46.58	15,020,398	47.31
	国有資産等所在 市町村交付金	24,528	0.08	24,458	0.08
	軽自動車税 (環境性能割)	26,948	0.08	24,150	0.08
	軽自動車税 (種別割)	408,099	1.26	420,180	1.32
	市たばこ税	1,360,963	4.19	1,403,648	4.42
	入湯税	27,565	0.08	31,561	0.10
	都市計画税	1,881,196	5.80	1,864,339	5.87
	計	32,217,348	99.25	31,558,891	99.41
滞納繰越分	243,652	0.75	187,109	0.59	
合 計	32,461,000	100.00	31,746,000	100.00	

7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・
市税総額
(億円)

税目別
決算額
(億円)



8 年度別市税収納状況

	平成30年度			令和元年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	33,924,339,250	32,828,825,928	96.77	34,267,812,179	33,196,668,898	96.87
現年課税分	32,809,941,536	32,516,121,263	99.10	33,218,907,224	32,918,235,076	99.09
滞納繰越分	1,114,397,714	312,704,665	28.06	1,048,904,955	278,433,822	26.55
市民税	14,498,410,358	13,955,721,750	96.26	14,745,289,810	14,218,835,995	96.43
現年課税分	13,950,368,659	13,808,774,911	98.99	14,232,404,528	14,089,041,504	98.99
個人	11,556,286,459	11,416,043,011	98.79	11,606,732,328	11,471,006,704	98.83
普通徴収	2,493,857,748	2,362,851,214	94.75	2,495,500,023	2,362,536,090	94.67
特別徴収	9,062,428,711	9,053,191,797	99.90	9,111,232,305	9,108,470,614	99.97
年金	576,185,563	574,101,466	99.64	577,003,644	575,045,319	99.66
給与	8,486,243,148	8,479,090,331	99.92	8,534,228,661	8,533,425,295	99.99
法人	2,394,082,200	2,392,731,900	99.94	2,625,672,200	2,618,034,800	99.71
滞納繰越分	548,041,699	146,946,839	26.81	512,885,282	129,794,491	25.31
個人	514,128,816	139,633,526	27.16	483,517,296	122,724,915	25.38
法人	33,912,883	7,313,313	21.56	29,367,986	7,069,576	24.07
固定資産税	15,793,240,147	15,316,074,597	96.98	15,861,661,381	15,392,601,101	97.04
現年課税分	15,301,934,700	15,172,066,624	99.15	15,398,594,700	15,263,933,133	99.13
純固定資産税	15,272,301,200	15,142,433,124	99.15	15,369,058,300	15,234,396,733	99.12
土地	6,438,162,000	6,383,415,063	99.15	6,372,475,500	6,316,640,749	99.12
家屋	5,793,106,000	5,743,844,299	99.15	5,913,912,800	5,862,095,913	99.12
償却資産	3,041,033,200	3,015,173,762	99.15	3,082,670,000	3,055,660,071	99.12
国有資産等所在市町村交付金	29,633,500	29,633,500	100.00	29,536,400	29,536,400	100.00
滞納繰越分	491,305,447	144,007,973	29.31	463,066,681	128,667,968	27.79
軽自動車税	366,262,249	350,728,924	95.76	386,525,429	369,664,540	95.64
現年課税分	353,252,900	347,164,154	98.28	371,714,500	365,848,563	98.42
環境性能割(令和元年度から)	-	-	-	4,970,700	4,970,700	100.00
種別割(令和元年度から)	-	-	-	366,743,800	360,877,863	98.40
滞納繰越分	13,009,349	3,564,770	27.40	14,810,929	3,815,977	25.76
市たばこ税	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00	1,277,323,646	1,277,323,646	100.00
現年課税分	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00	1,277,323,646	1,277,323,646	100.00
入湯税	21,141,700	21,141,700	100.00	23,566,850	23,566,850	100.00
現年課税分	21,141,700	21,141,700	100.00	23,566,850	23,566,850	100.00
都市計画税	1,975,335,119	1,915,209,280	96.96	1,973,445,063	1,914,676,766	97.02
現年課税分	1,913,293,900	1,897,024,197	99.15	1,915,303,000	1,898,521,380	99.12
土地	1,159,240,000	1,149,396,322	99.15	1,145,607,800	1,135,570,143	99.12
家屋	754,053,900	747,627,875	99.15	769,695,200	762,951,237	99.12
滞納繰越分	62,041,219	18,185,083	29.31	58,142,063	16,155,386	27.79

(単位：円、%)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
32,831,451,788	31,935,361,895	97.27	33,548,731,054	32,600,581,949	97.17	33,621,888,648	32,672,619,550	97.18
31,712,600,238	31,495,862,548	99.32	32,674,461,326	32,436,483,039	99.27	32,712,034,421	32,481,567,501	99.30
1,118,851,550	439,499,347	39.28	874,269,728	164,098,910	18.77	909,854,227	191,052,049	21.00
13,642,074,821	13,185,061,987	96.65	14,068,346,230	13,579,641,391	96.53	14,096,434,174	13,594,655,824	96.44
13,129,623,142	13,024,231,577	99.20	13,626,567,290	13,497,087,486	99.05	13,623,977,657	13,500,260,341	99.09
11,350,580,942	11,253,116,777	99.14	11,727,719,890	11,608,196,454	98.98	11,854,265,657	11,737,353,021	99.01
2,378,552,993	2,289,985,594	96.28	2,678,612,888	2,567,425,134	95.85	2,569,830,438	2,460,192,301	95.73
8,972,027,949	8,963,131,183	99.90	9,049,107,002	9,040,771,320	99.91	9,284,435,219	9,277,160,720	99.92
579,752,042	577,462,544	99.61	582,933,745	580,841,893	99.64	580,416,530	578,089,434	99.60
8,392,275,907	8,385,668,639	99.92	8,466,173,257	8,459,929,427	99.93	8,704,018,689	8,699,071,286	99.94
1,779,042,200	1,771,114,800	99.55	1,898,847,400	1,888,891,032	99.48	1,769,712,000	1,762,907,320	99.62
512,451,679	160,830,410	31.38	441,778,940	82,553,905	18.69	472,456,517	94,395,483	19.98
421,236,893	106,722,367	25.34	393,992,397	76,976,740	19.54	415,425,743	89,470,754	21.54
91,214,786	54,108,043	59.32	47,786,543	5,577,165	11.67	57,030,774	4,924,729	8.64
15,496,483,866	15,120,841,340	97.58	15,663,185,536	15,270,621,166	97.49	15,664,601,928	15,283,114,421	97.56
14,970,353,200	14,875,616,730	99.37	15,291,889,300	15,200,120,441	99.40	15,290,384,100	15,200,203,849	99.41
14,943,620,700	14,848,884,230	99.37	15,265,260,100	15,173,491,241	99.40	15,265,856,300	15,175,676,049	99.41
6,189,759,300	6,150,518,746	99.37	6,084,277,300	6,047,700,970	99.40	6,030,609,600	5,994,984,878	99.41
5,707,102,400	5,670,921,695	99.37	6,052,963,800	6,016,575,715	99.40	6,178,779,900	6,142,279,889	99.41
3,046,759,000	3,027,443,789	99.37	3,128,019,000	3,109,214,556	99.40	3,056,466,800	3,038,411,282	99.41
26,732,500	26,732,500	100.00	26,629,200	26,629,200	100.00	24,527,800	24,527,800	100.00
526,130,666	245,224,610	46.61	371,296,236	70,500,725	18.99	374,217,828	82,910,572	22.16
426,501,495	409,801,929	96.08	450,133,145	432,017,768	95.98	465,360,420	446,685,963	95.99
411,723,200	406,882,306	98.82	435,138,600	429,745,820	98.76	448,602,500	443,225,079	98.80
17,181,400	17,181,400	100.00	26,030,800	26,030,800	100.00	27,626,400	27,626,400	100.00
394,541,800	389,700,906	98.77	409,107,800	403,715,020	98.68	420,976,100	415,598,679	98.72
14,778,295	2,919,623	19.76	14,994,545	2,271,948	15.15	16,757,920	3,460,884	20.65
1,324,569,146	1,324,569,146	100.00	1,405,350,286	1,405,350,286	100.00	1,422,961,714	1,422,961,714	100.00
1,324,569,146	1,324,569,146	100.00	1,405,350,286	1,405,350,286	100.00	1,422,961,714	1,422,961,714	100.00
19,940,950	19,940,950	100.00	29,692,250	29,692,250	100.00	31,520,350	31,520,350	100.00
19,940,950	19,940,950	100.00	29,692,250	29,692,250	100.00	31,520,350	31,520,350	100.00
1,921,881,510	1,875,146,543	97.57	1,932,023,607	1,883,259,088	97.48	1,941,010,062	1,893,681,278	97.56
1,856,390,600	1,844,621,839	99.37	1,885,823,600	1,874,486,756	99.40	1,894,588,100	1,883,396,168	99.41
1,113,189,800	1,106,132,630	99.37	1,095,815,700	1,089,228,079	99.40	1,086,913,700	1,080,492,957	99.41
743,200,800	738,489,209	99.37	790,007,900	785,258,677	99.40	807,674,400	802,903,211	99.41
65,490,910	30,524,704	46.61	46,200,007	8,772,332	18.99	46,421,962	10,285,110	22.16

9 令和5年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	32,461,000,000	33,621,888,648	32,672,619,550
現年課税分	32,217,348,000	32,712,034,421	32,481,567,501
滞納繰越分	243,652,000	909,854,227	191,052,049
市 民 税	13,477,787,000	14,096,434,174	13,594,655,824
現年課税分	13,368,394,000	13,623,977,657	13,500,260,341
個 人	11,763,087,000	11,854,265,657	11,737,353,021
普通徴収	—	2,569,830,438	2,460,192,301
特別徴収	—	9,284,435,219	9,277,160,720
年金	—	580,416,530	578,089,434
給与	—	8,704,018,689	8,699,071,286
法 人	1,605,307,000	1,769,712,000	1,762,907,320
滞納繰越分	109,393,000	472,456,517	94,395,483
個 人	102,579,000	415,425,743	89,470,754
法 人	6,814,000	57,030,774	4,924,729
固 定 資 産 税	15,260,070,000	15,664,601,928	15,283,114,421
現年課税分	15,144,183,000	15,290,384,100	15,200,203,849
純固定資産税	15,119,655,000	15,265,856,300	15,175,676,049
土 地	5,991,613,000	6,030,609,600	5,994,984,878
家 屋	6,125,180,000	6,178,779,900	6,142,279,889
償却資産	3,002,862,000	3,056,466,800	3,038,411,282
国有資産等所在 市町村交付金	24,528,000	24,527,800	24,527,800
滞納繰越分	115,887,000	374,217,828	82,910,572
軽 自 動 車 税	438,961,000	465,360,420	446,685,963
現年課税分	435,047,000	448,602,500	443,225,079
環境性能割(令和元年度から)	26,948,000	27,626,400	27,626,400
種別割(令和元年度から)	408,099,000	420,976,100	415,598,679
滞納繰越分	3,914,000	16,757,920	3,460,884
市 た ば こ 税	1,360,963,000	1,422,961,714	1,422,961,714
現年課税分	1,360,963,000	1,422,961,714	1,422,961,714
入 湯 税	27,565,000	31,520,350	31,520,350
現年課税分	27,565,000	31,520,350	31,520,350
都 市 計 画 税	1,895,654,000	1,941,010,062	1,893,681,278
現年課税分	1,881,196,000	1,894,588,100	1,883,396,168
土 地	1,078,876,000	1,086,913,700	1,080,492,957
家 屋	802,320,000	807,674,400	802,903,211
滞納繰越分	14,458,000	46,421,962	10,285,110

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
32,440,611	916,828,487	100.65	97.18	102.19	97.17	100
36,700	230,430,220	100.82	99.30	102.53	99.27	99.42
32,403,911	686,398,267	78.41	21.00	62.29	18.77	0.58
23,935,218	477,843,132	100.87	96.44	104.72	96.53	41.61
16,600	123,700,716	100.99	99.09	105.09	99.05	41.32
0	116,912,636	99.78	99.01	103.47	98.98	35.92
0	109,638,137	—	95.73	—	95.85	7.53
0	7,274,499	—	99.92	—	99.91	28.39
0	2,327,096	—	99.60	—	99.64	1.77
0	4,947,403	—	99.94	—	99.93	26.62
16,600	6,788,080	109.82	99.62	116.25	99.48	5.40
23,918,618	354,142,416	86.29	19.98	66.49	18.69	0.29
22,674,614	303,280,375	87.22	21.54	65.86	19.54	0.27
1,244,004	50,862,041	72.27	8.64	76.62	11.67	0.02
6,203,216	375,284,291	100.15	97.56	99.84	97.49	46.78
17,881	90,162,370	100.37	99.41	100.17	99.40	46.52
17,881	90,162,370	100.37	99.41	100.17	99.40	46.45
7,064	35,617,658	100.06	99.41	99.44	99.40	18.35
7,237	36,492,774	100.28	99.41	99.47	99.40	18.80
3,580	18,051,938	101.18	99.41	103.03	99.40	9.30
0	0	100.00	100.00	99.67	100.00	0.08
6,185,335	285,121,921	71.54	22.16	58.85	18.99	0.25
1,532,664	17,141,793	101.76	95.99	99.27	95.98	1.37
0	5,377,421	101.88	98.80	99.76	98.76	1.36
0	0	102.52	100.00	—	—	0.08
0	5,377,421	101.84	98.72	101.49	98.68	1.27
1,532,664	11,764,372	88.42	20.65	51.53	15.15	0.01
0	0	104.56	100.00	109.37	100.00	4.36
0	0	104.56	100.00	109.37	100.00	4.36
0	0	114.35	100.00	178.44	100.00	0.10
0	0	114.35	100.00	178.44	100.00	0.10
769,513	46,559,271	99.90	97.56	99.03	97.48	5.80
2,219	11,189,713	100.12	99.41	99.36	99.40	5.76
1,273	6,419,470	100.15	99.41	99.63	99.40	3.31
946	4,770,243	100.07	99.41	98.99	99.40	2.46
767,294	35,369,558	71.14	22.16	58.14	18.99	0.03

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

10 市税(現年課税分)の推移(平成5年度以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯当たり (円)
	調定額(円)	前年比 (%)	世帯数 (世帯)	前年比 (%)	人口 (人)	前年比 (%)	
H6	33,229,000,077	96.38	66,649	102.44	199,165	100.86	498,567
7	34,170,533,271	102.83	67,916	101.90	200,103	100.47	503,129
8	34,879,595,036	102.08	68,664	101.10	200,290	100.09	507,975
9	36,503,851,063	104.66	69,267	100.88	200,171	99.94	527,002
10	35,300,853,234	96.70	70,087	101.18	200,329	100.08	503,672
11	35,484,705,695	100.52	71,081	101.42	200,692	100.18	499,215
12	33,951,016,838	95.68	71,532	100.63	200,173	99.74	474,627
13	34,176,837,105	100.67	72,221	100.96	199,886	99.86	473,226
14	34,074,965,090	99.70	72,905	100.95	199,616	99.86	467,389
15	32,107,987,955	94.23	73,588	100.94	199,290	99.84	436,321
16	32,011,107,386	99.70	74,303	100.97	198,851	99.78	430,819
17	32,218,522,706	100.65	74,291	99.98	198,741	99.94	433,680
18	32,679,178,494	101.43	75,581	101.74	198,951	100.11	432,373
19	34,950,923,128	106.95	76,520	101.24	198,881	99.96	456,755
20	34,574,540,024	98.92	77,266	100.97	198,698	99.91	447,474
21	33,191,002,262	96.00	78,013	100.97	198,341	99.82	425,455
22	32,268,949,029	97.22	77,793	99.72	198,327	99.99	414,805
23	32,223,820,353	99.86	78,305	100.66	197,733	99.70	411,517
24	31,976,994,557	99.23	78,981	100.86	196,880	99.57	404,869
25	32,266,987,794	100.91	79,656	100.85	196,073	99.59	405,079
26	32,842,258,743	101.78	80,289	100.79	195,125	99.52	409,051
27	32,913,987,927	100.22	79,120	98.54	194,086	99.47	416,001
28	33,080,627,233	100.51	79,872	100.95	193,313	99.60	414,171
29	33,291,485,558	100.64	80,642	100.96	192,407	99.53	412,831
30	32,809,941,536	98.55	81,087	100.55	191,181	99.36	404,626
R1	33,218,907,224	101.25	81,748	100.82	190,109	99.44	406,357
2	32,864,201,681	98.93	81,864	100.14	188,856	99.34	401,449
3	31,712,600,238	96.50	82,886	101.25	188,243	99.68	382,605
4	32,674,461,326	103.03	83,701	100.98	187,347	99.52	390,371
5	32,712,034,421	100.11	84,425	100.86	186,338	99.46	387,469

税 負 担 額			住 民 所 得				
前年比 (%)	1人当たり (円)	前年比 (%)	所得総額 (千円)	1世帯当たり (円)	前年比 (%)	1人当たり (円)	前年比 (%)
94.08	166,842	95.55	346,363,908	5,196,836	100.12	1,739,080	101.69
100.92	170,765	102.35	350,608,385	5,162,383	99.34	1,752,140	100.75
100.96	174,145	101.98	348,886,706	5,081,072	98.42	1,741,908	99.42
103.75	182,363	104.72	352,753,049	5,092,657	100.23	1,762,259	101.17
95.57	176,214	96.63	349,811,333	4,991,102	98.01	1,746,184	99.09
99.12	176,812	100.34	359,253,386	5,054,141	101.26	1,790,073	102.51
95.07	169,608	95.93	333,297,607	4,659,420	92.19	1,665,048	93.02
99.70	170,982	100.81	328,739,799	4,551,859	97.69	1,644,636	98.77
98.77	170,703	99.84	331,749,898	4,550,441	99.97	1,661,940	101.05
93.35	161,112	94.38	302,259,158	4,107,452	90.26	1,516,680	91.26
98.74	160,980	99.92	295,731,042	3,980,069	96.90	1,487,199	98.06
100.66	162,113	100.70	298,915,249	4,023,573	101.09	1,504,044	101.13
99.70	164,257	101.32	305,274,314	4,039,035	100.38	1,534,420	102.02
105.64	175,738	106.99	307,503,012	4,018,597	99.49	1,546,166	100.77
97.97	174,005	99.01	308,989,641	3,999,038	99.51	1,555,072	100.58
95.08	167,343	96.17	306,729,431	3,931,773	98.32	1,546,475	99.45
97.50	162,706	97.23	288,712,316	3,711,289	94.39	1,455,739	94.13
99.21	162,966	100.16	286,550,358	3,659,413	98.60	1,449,178	99.55
98.38	162,419	99.66	284,615,018	3,603,588	98.47	1,445,627	99.75
100.05	164,566	101.32	283,294,467	3,556,474	98.69	1,444,842	99.95
100.98	168,314	102.28	286,090,273	3,563,256	100.19	1,466,190	101.48
101.70	169,585	100.75	287,893,214	3,638,691	102.12	1,483,328	101.17
99.56	171,125	100.91	288,310,605	3,609,658	99.20	1,491,419	100.55
99.68	173,026	101.11	292,611,258	3,628,522	100.52	1,520,793	101.97
98.01	171,617	99.19	295,872,125	3,648,823	100.56	1,547,602	101.76
100.43	174,736	101.82	298,076,504	3,646,285	99.93	1,567,924	101.31
98.79	174,017	99.59	304,023,832	3,713,767	101.85	1,609,818	102.67
95.31	168,466	96.81	311,690,969	3,760,478	101.26	1,655,790	102.86
102.03	174,406	103.53	315,825,290	3,773,256	100.34	1,685,777	101.81
99.26	175,552	100.66	317,706,218	3,763,177	99.73	1,705,000	101.14

第2章 賦 課

1 市民税

(1) 令和6年度市民税の納税義務者に関する調

(令和6年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	98,867	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	41	
	計	98,908		
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	88,168	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	41	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	18	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	260	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	26	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	198	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	73	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	751	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	37	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	4,302	
	計	5,706		
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,659	
		うち連結申告法人	118	

(2) 令和6年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

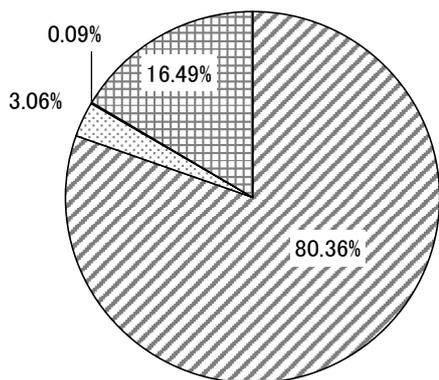
(令和6年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給 与 所 得 者	5,337	16,011	70,851	212,553	9,078,530	76,188	228,564	70,851	9,078,530	76,188
営 業 等 所 得 者	706	2,118	2,693	8,079	418,811	3,399	10,197	2,693	418,811	3,399
農 業 所 得 者	29	87	83	249	7,758	112	336	83	7,758	112
その他の所得者	4,627	13,881	14,541	43,623	1,491,936	19,168	57,504	14,541	1,491,936	19,168
家屋敷等のみ	41	123				41	123			41
計	10,740	32,220	88,168	264,504	10,997,035	98,908	296,724	88,168	10,997,035	98,908

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

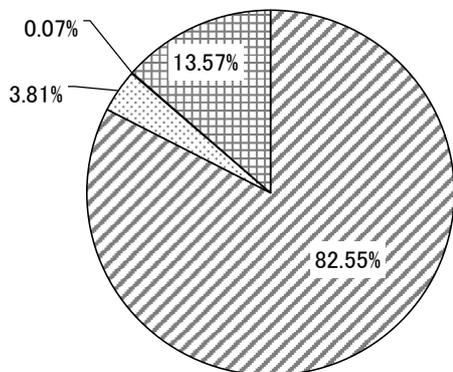
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給 与 所 得 者 …… 80.36%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.06%
- 農 業 所 得 者 …… 0.09%
- そ の 他 の 所 得 者 …… 16.49%

納税義務者数 88,168人

所得割額の構成図



- 給 与 所 得 者 …… 82.55%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.81%
- 農 業 所 得 者 …… 0.07%
- そ の 他 の 所 得 者 …… 13.57%

所得割額 10,997,035千円

(3) 令和6年度所得区分別所得割額調

(令和6年7月1日現在)

課税標準額の段階	区 分	給 与 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	0	0	0	0
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	17,681	26,047,958	473,245	1,473
	100万円 " 200万円 "	21,838	57,005,945	1,608,516	2,610
	200万円 " 300万円 "	13,582	52,586,934	1,700,866	3,872
	300万円 " 400万円 "	7,225	37,520,036	1,307,588	5,193
	400万円 " 550万円 "	5,318	35,234,895	1,307,198	6,626
	550万円 " 700万円 "	1,905	15,932,139	622,313	8,363
	700万円 " 1,000万円 "	1,583	16,710,579	694,368	10,556
	1,000万円 を 超 え る 金 額	1,154	23,707,261	1,131,608	20,544
	合 計	70,286	264,745,747	8,845,702	3,767

課税標準額の段階	区 分	営 業 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	0	0	0	0
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	757	1,178,599	16,968	1,557
	100万円 " 200万円 "	694	1,897,761	49,534	2,735
	200万円 " 300万円 "	448	1,726,660	57,286	3,854
	300万円 " 400万円 "	267	1,350,448	50,085	5,058
	400万円 " 550万円 "	186	1,151,296	46,788	6,190
	550万円 " 700万円 "	115	923,499	38,924	8,030
	700万円 " 1,000万円 "	77	812,664	35,206	10,554
	1,000万円 を 超 え る 金 額	95	2,169,672	106,301	22,839
	合 計	2,639	11,210,599	401,092	4,248

課税標準額の段階	区 分	農 業 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	0	0	0	0
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	25	44,862	516	1,794
	100万円 " 200万円 "	27	79,497	2,048	2,944
	200万円 " 300万円 "	17	69,897	2,046	4,112
	300万円 " 400万円 "	5	25,176	928	5,035
	400万円 " 550万円 "	3	19,984	783	6,661
	550万円 " 700万円 "	2	16,129	701	0
	700万円 " 1,000万円 "	1	10,231	514	0
	1,000万円 を 超 え る 金 額	0	0	0	0
	合 計	80	265,776	7,536	3,322

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		1	654	0	654
10万円 を超え 100万円 以下の金額		8,192	11,793,185	175,567	1,440
100万円 " 200万円 "		3,465	8,457,215	240,792	2,441
200万円 " 300万円 "		963	3,543,155	123,991	3,679
300万円 " 400万円 "		386	1,855,589	70,731	4,807
400万円 " 550万円 "		246	1,525,069	61,498	6,199
550万円 " 700万円 "		144	1,140,716	49,029	7,922
700万円 " 1,000万円 "		134	1,323,917	60,901	9,880
1,000万円 を 超 え る 金 額		146	2,926,982	146,549	20,048
合 計		13,677	32,566,482	929,058	2,381

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		229	84,841	91,208	370
10万円 を超え 100万円 以下の金額		217	350,957	80,854	1,617
100万円 " 200万円 "		248	657,116	55,165	2,650
200万円 " 300万円 "		173	669,553	56,440	3,870
300万円 " 400万円 "		148	765,386	49,585	5,172
400万円 " 550万円 "		134	871,086	61,851	6,501
550万円 " 700万円 "		70	565,578	72,275	8,080
700万円 " 1,000万円 "		106	1,129,235	105,184	10,653
1,000万円 を 超 え る 金 額		161	3,823,862	240,116	23,751
合 計		1,486	8,917,614	812,678	6,001

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		230	85,495	91,208	372
10万円 を超え 100万円 以下の金額		26,872	39,415,561	747,150	1,467
100万円 " 200万円 "		26,272	68,097,534	1,956,055	2,592
200万円 " 300万円 "		15,183	58,596,199	1,940,629	3,859
300万円 " 400万円 "		8,031	41,516,635	1,478,917	5,170
400万円 " 550万円 "		5,887	38,802,330	1,478,118	6,591
550万円 " 700万円 "		2,236	18,578,061	783,242	8,309
700万円 " 1,000万円 "		1,901	19,986,626	896,173	10,514
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,556	32,627,777	1,624,574	20,969
合 計		88,168	317,706,218	10,996,066	3,603

(4) 令和6年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(令和6年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	うち長期分 (人)	
	2	11,232	85,773	8,399	62,648	14,458	23,645	686
	障害者控除			寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除		
	普通	特別障害者	実人員	(人)	(人)	(人)		
	(人)	(人)	(人)	742	1,017	0		
	1,550	1,173	2,695					
	配偶者控除			配偶者特別控除				
	一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)	計		(人)			
	(人)	(人)	(人)	3,861				
11,278	4,087	15,365						
扶養控除					特別障害者のうち同居特別 障害加算金分(23万円)に 係る者			
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員	(人)			
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
5,578	3,523	647	1,959	10,119	564			

障害者控除の 対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び同一生計配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	798	539	1,337	803	654	1,457

特定支出控除の 特例の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
2	2,084	1,591,646	28	19,245

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額 の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,612	3,598	13,845	107	1,436	509

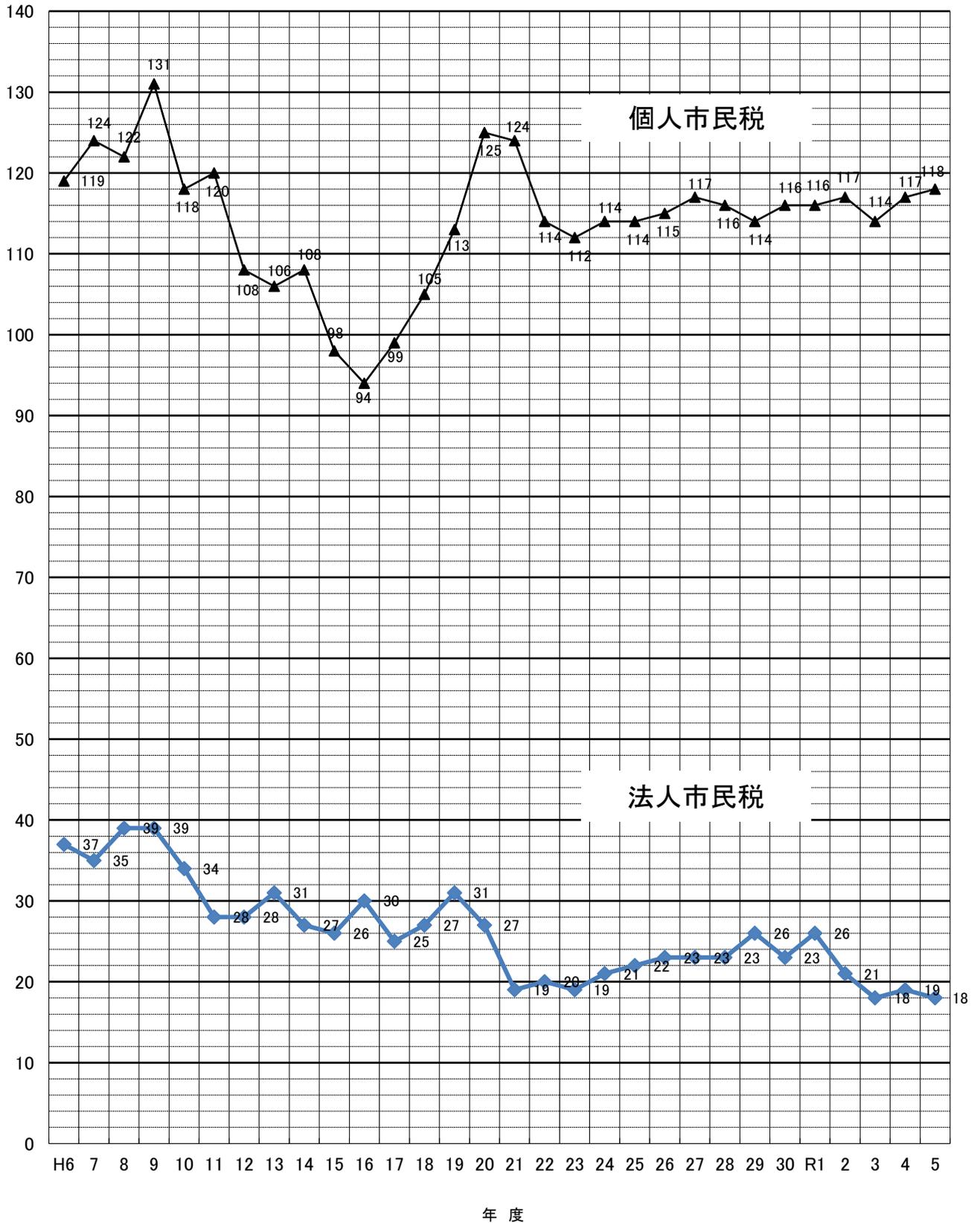
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
			調定額 (千円)	前年比 (%)									
区 分	個	普通徴収	均等割	87,004	99.2	85,464	98.2	82,539	96.6	83,609	101.3	84,259	100.8
			所得割	2,408,496	100.1	2,367,723	98.3	2,296,014	97.0	2,595,004	113.0	2,485,572	95.8
			計	2,495,500	100.1	2,453,188	98.3	2,378,553	97.0	2,678,613	112.6	2,569,831	95.9
		特別徴収	均等割	252,903	100.9	256,237	101.3	257,456	100.5	257,861	100.2	259,184	100.5
			所得割	8,753,885	100.6	8,835,779	100.9	8,625,841	97.6	8,687,621	100.7	8,893,022	102.4
			計	9,006,788	100.6	9,092,016	100.9	8,883,296	97.7	8,945,482	100.7	9,152,206	102.3
	人	計	均等割	339,907	100.4	341,701	100.5	339,994	99.5	341,470	100.4	343,443	100.6
			所得割	11,162,381	100.5	11,203,502	100.4	10,921,855	97.5	11,282,625	103.3	11,378,594	100.9
			計	11,502,288	100.5	11,545,203	100.4	11,261,849	97.5	11,624,095	103.2	11,722,037	100.8
		分離課税 (退職所得)	104,444	92.1	110,919	106.2	88,732	80.0	97,715	110.1	132,229	135.3	
法 人	均等割	610,141	101.8	583,503	95.6	590,234	101.2	610,740	103.5	610,827	100.0		
	法人税割	2,015,531	112.3	1,500,037	74.4	1,188,808	79.3	1,288,108	108.4	1,158,885	90.0		
	計	2,625,672	109.7	2,083,540	79.4	1,779,042	85.4	1,898,848	106.7	1,769,712	93.2		
合 計			14,232,404	102.0	13,739,663	96.5	13,129,623	95.6	13,620,658	103.7	13,623,978	100.0	

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。↑は一致しない場合がある。

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成6年度以降)

調定額 (億円)



2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度		令 和 3 年 度				令 和 4 年 度				
区 分 地 目	地 積	決定価格	単位地積 当たり最高額	課税標準額	地 積	決定価格	単位地積 当たり最高額	課税標準額		
	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)		
田	一 般 田	4,851,376	503,956	124	503,956	4,849,697	503,723	124	503,723	
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介在田・市街化区域田	145,763	7,250,837	80,322	2,581,963	140,713	6,865,991	79,522	2,390,886	
畑	一 般 畑	16,732,946	1,030,770	90	1,030,770	16,728,925	1,030,534	90	1,030,534	
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介在畑・市街化区域畑	524,943	22,586,454	131,657	8,351,184	514,717	21,488,515	131,657	7,959,928	
宅 地	小規模住宅用地	10,624,600	671,290,082	482,090	111,717,522	10,682,202	662,765,487	482,090	110,447,640	
	一般住宅用地	3,125,703	156,177,058	261,800	52,003,223	3,134,400	152,262,515	261,800	50,745,910	
	商業地等(非住宅用地)	4,798,689	277,548,846	600,635	187,543,147	4,805,448	272,800,341	600,635	184,621,760	
	小 計	18,548,992	1,105,015,986	600,635	351,263,892	18,622,050	1,087,828,343	600,635	345,815,310	
塩 田										
鉱 泉 地	0	0	0	0	0	0	0	0		
池 沼	8,008	239,641	45,542	167,788	2,792	2,047	3,650	1,472		
山 林	一 般 山 林	14,740,211	555,691	215	555,687	14,743,768	555,942	215	555,939	
	介 在 山 林	175,472	415,263	49,050	289,212	174,586	387,921	47,700	270,224	
牧 場	40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192		
原 野	2,286,634	49,258	296	49,055	2,285,913	49,289	296	49,068		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	582,554	2,700	382,778	216,988	582,554	2,700	385,759	
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄 道 用 地	単体利用	1,240,384	21,252,189	70,800	14,227,746	1,241,584	21,083,345	70,800	14,135,667
		複 合 利 用	小規模住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	21,514	1,391,917	245,450	940,277	20,433	1,334,828	245,450
	計	21,514	1,391,917	245,450	940,277	20,433	1,334,828	245,450	901,772	
そ の 他 雑 種 地	2,852,589	94,571,658	355,505	64,805,608	2,799,635	91,448,016	355,505	62,968,770		
計	4,331,475	117,798,318	355,505	80,356,409	4,278,640	114,448,743	355,505	78,391,968		
そ の 他										
合 計	62,386,417	1,255,448,366		445,152,108	62,382,398	1,233,163,240		436,971,244		

(各年 1月1日現在)

令和5年度				令和6年度			
地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
4,816,641	500,319	124	500,319	4,799,778	498,612	124	498,612
0	0	0	0	0	0	0	0
143,046	6,820,454	79,122	2,270,681	119,507	5,534,686	77,522	1,888,721
16,687,874	1,028,055	90	1,028,055	16,641,743	1,025,471	90	1,025,471
0	0	0	0	0	0	0	0
536,809	21,968,373	131,657	7,955,585	520,991	21,150,644	133,991	7,690,119
10,755,092	661,184,284	482,090	110,190,920	10,814,765	664,330,555	490,238	110,707,212
3,125,505	149,906,520	277,442	49,963,994	3,120,807	148,937,268	281,565	49,638,298
4,800,640	269,661,172	600,635	182,751,205	4,874,503	275,134,967	610,979	184,713,558
18,681,237	1,080,751,976	600,635	342,906,119	18,810,075	1,088,402,790	610,979	345,059,068
0	0	0	0	0	0	0	0
2,792	2,008	3,575	1,445	2,792	2,000	3,560	1,439
14,746,722	556,095	215	556,095	14,757,650	556,695	215	556,695
173,150	387,946	47,700	270,242	174,046	381,894	48,100	264,384
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,285,836	49,283	296	49,062	2,286,960	49,307	296	49,086
216,988	582,554	2,700	385,759	216,988	593,403	2,750	388,243
0	0	0	0	0	0	0	0
1,241,585	20,960,358	70,800	14,060,407	1,242,641	21,158,362	72,200	14,050,904
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
20,433	1,330,924	245,450	899,829	19,583	1,307,981	252,550	871,772
20,433	1,330,924	245,450	899,829	19,583	1,307,981	252,550	871,772
2,790,788	90,628,624	355,505	62,552,959	2,714,436	87,391,667	582,068	60,106,712
4,269,794	113,502,460	355,505	77,898,954	4,193,648	110,451,413	582,068	75,417,631
62,384,498	1,225,569,161		433,438,749	62,347,787	1,228,055,704		432,453,418

(2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (口)-(ニ) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	10,949	5,215,076	415,298	4,799,778	542,028	43,416		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	3,104	119,561	54	119,507	5,536,289	1,603		
畑	一 般 畑	207,323	17,774,997	1,133,254	16,641,743	1,096,020	70,549		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	7,185	521,238	247	520,991	21,153,346	2,702		
宅 地	小規模住宅用地		10,824,663	9,898	10,814,765	664,685,104	354,549		
	一 般 住 宅 用 地		3,121,968	1,161	3,120,807	148,971,984	34,716		
	商業地等(非住宅用地)		4,875,571	1,068	4,874,503	275,142,064	7,097		
	小 計	1,262,009	18,822,202	12,127	18,810,075	1,088,799,152	396,362		
塩 田		0							
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	3,234	442	2,792	2,027	27		
山林	一 般 山 林	1,998,283	16,139,793	1,382,143	14,757,650	608,950	52,255		
	介 在 山 林	60,225	185,400	11,354	174,046	385,126	3,232		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		10,679,532	2,554,770	267,810	2,286,960	54,739	5,432		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	593,403	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	42,145	1,242,641	0	1,242,641	21,158,362	0	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0	0
			住宅用地以外		19,583	0	19,583	1,307,981	0
		計	0	19,583	0	19,583	1,307,981	0	
	そ の 他 雑 種 地	1,558,969	2,748,571	34,135	2,714,436	87,500,300	108,633		
計	2,288,603	4,227,783	34,135	4,193,648	110,560,046	108,633			
そ の 他		22,946,529							
合 計		39,471,738	65,604,651	3,256,864	62,347,787	1,228,739,915	684,211		

(令和6年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
56,169	3,800	52,369

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ス) - (ワ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (ヲ) (筆)	平均価格 (ホ) / (ロ) (フ) (円)	最高価格 (カ) (円)
498,612	498,612	75	9,268	862	8,406	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
5,534,686	1,888,721	19	319	4	315	46,305	77,522
1,025,471	1,025,471	453	29,283	2,375	26,908	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
21,150,644	7,690,119	39	2,128	13	2,115	40,583	133,991
664,330,555	110,707,212		81,328	690	80,638	61,405	490,238
148,937,268	49,638,298		29,935	225	29,710	47,717	281,565
275,134,967	184,713,558		13,602	46	13,556	56,433	610,979
1,088,402,790	345,059,068	1,982	124,865	961	123,904	57,847	610,979
0	0	0	0	0	0	0	0
2,000	1,439	15	9	2	7	627	3,560
556,695	556,695	377	12,065	1,672	10,393	38	215
381,894	264,384	78	556	56	500	2,077	48,100
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,307	49,086	266	872	189	683	21	296
593,403	388,243	5	55	0	55	2,735	2,750
0	0	0	0	0	0	0	0
21,158,362	14,050,904	299	3,198	0	3,198	17,027	72,200
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,307,981	871,772		41	0	41	66,792	252,550
1,307,981	871,772	0	41	0	41	66,792	252,550
87,391,667	60,106,712	2,659	11,474	887	10,587	31,835	582,068
110,451,413	75,417,631	2,963	14,768	887	13,881	26,151	582,068
		78,483					
1,228,055,704	432,453,418	84,750	194,187	7,021	187,166	18,729	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分	地 積			決 定 価 格					
	評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)			
介 在 田	8,794	0	8,794	308,410	0	308,410			
介 在 畑	84,664	175	84,489	2,562,000	1,378	2,560,622			
宅地介在山林	185,400	11,354	174,046	385,126	3,232	381,894			
農地介在山林	0	0	0	0	0	0			
市 街 化 区 域 農 地	通 常 市 街 化 区 域 農 地	田	特定市農 (平30以前参入分)	103,108	54	103,054	4,885,953	1,603	4,884,350
			特定市農 (令1以後参入分)	7,659	0	7,659	341,926	0	341,926
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			小 計	110,767	54	110,713	5,227,879	1,603	5,226,276
	畑	特定市農 (平30以前参入分)	401,271	72	401,199	17,224,446	1,324	17,223,122	
		特定市農 (令1以後参入分)	35,303	0	35,303	1,366,900	0	1,366,900	
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	
		小 計	436,574	72	436,502	18,591,346	1,324	18,590,022	
	計	特定市農 (平30以前参入分)	504,379	126	504,253	22,110,399	2,927	22,107,472	
		特定市農 (令1以後参入分)	42,962	0	42,962	1,708,826	0	1,708,826	
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	
		計	547,341	126	547,215	23,819,225	2,927	23,816,298	

(令和6年1月1日現在)

単位当たり 最高価格 (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
71,318	215,140	0	215,140	36	0	36
102,900	1,781,535	965	1,780,570	423	7	416
48,100	266,646	2,262	264,384	556	56	500
0	0	0	0	0	0	0
77,522	1,628,651	535	1,628,116	268	4	264
61,770	45,465	0	45,465	15	0	15
0	0	0	0	0	0	0
77,522	1,674,116	535	1,673,581	283	4	279
133,991	5,740,021	441	5,739,580	1,640	6	1,634
74,860	169,969	0	169,969	65	0	65
0	0	0	0	0	0	0
133,991	5,909,990	441	5,909,549	1,705	6	1,699
133,991	7,368,672	976	7,367,696	1,908	10	1,898
74,860	215,434	0	215,434	80	0	80
0	0	0	0	0	0	0
133,991	7,584,106	976	7,583,130	1,988	10	1,978

(4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和6年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	124	50,674	17,727,065	栄町2丁目554番13	11,020,924	306	610,979
	普通商業地区	1,077	752,482	71,522,452	城山1丁目450番9	38,022,234	2,162	256,348
	計	1,201	803,156	89,249,517		49,043,158	2,468	610,979
住宅地区	併用住宅地区	3,258	1,314,290	105,156,782	城山1丁目575番1	43,635,295	6,410	168,219
	高級住宅地区	131	66,454	6,006,677	南町3丁目724番13	1,664,823	220	122,267
	普通住宅地区	40,082	11,545,525	743,503,775	城山1丁目578番1	184,338,578	67,258	139,944
	計	43,471	12,926,269	854,667,234		229,638,696	73,888	168,219
工業地区	大工場地区	125	1,497,118	54,349,614	国府津2880番6	34,930,128	847	56,284
	中小工場地区	253	280,665	12,318,373	前川152番1	7,056,095	587	98,260
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	378	1,777,783	66,667,987		41,986,223	1,434	98,260
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,825	3,234,144	77,603,944	荻窪487番3	24,262,662	12,803	67,500
	計	6,825	3,234,144	77,603,944		24,262,662	12,803	67,500
観 光 地 区	0	0	0	-	0	0	0	
農業用施設の用に 供する宅地	213	66,119	206,137	曾比326番(01)	123,546	357	6,207	
生産緑地地区内 の宅地	5	2,604	7,971	曾比2258番1	4,783	9	3,061	
合 計	52,093	18,810,075	1,088,402,790		345,059,068	90,959	610,979	

(5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(令和6年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ウ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ウ)-(ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,215,076	542,028	43,416	498,612	0	0		43,416	103,928
一 般 畑	17,774,997	1,096,020	70,549	1,025,471	0	0		70,549	61,659
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,752,519	1,088,582,108	393,426	1,088,188,682	652,737,283	90,520,656		743,651,365	58,083
一 般 山 林	16,139,793	608,950	52,255	556,695	0	0		52,255	37,728
小 計	57,882,385	1,090,829,106	559,646	1,090,269,460	652,737,283	90,520,656		743,817,585	
宅地A(農業用施設用 地・農地+造成費)	67,079	209,073	2,936	206,137	0	82,595		85,531	
宅地B(生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	7,971	0	7,971	0	3,188		3,188	
上記以外の 地目の計	7,652,583	137,693,765	121,629	137,572,136	429,870	35,596,990	16,231,704	52,380,193	
小 計	7,722,266	137,910,809	124,565	137,786,244	429,870	35,682,773	16,231,704	52,468,912	
合 計	65,604,651	1,228,739,915	684,211	1,228,055,704	653,167,153	126,203,429	16,231,704	796,286,497	

(注)提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

(6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(令和6年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		61,065	6,440,094	179,427,894	27,861
	法定免税点未満のもの		3,209	99,074	176,245	1,779
	法定免税点以上のもの		57,856	6,341,020	179,251,649	28,269
木 造 以 外	総 数		15,988	5,391,197	273,976,020	50,819
	法定免税点未満のもの		168	3,108	16,811	5,409
	法定免税点以上のもの		15,820	5,388,089	273,959,209	50,845
計	総 数	61,371	77,053	11,831,291	453,403,914	38,322
	法定免税点未満のもの	2,621	3,377	102,182	193,056	1,889
	法定免税点以上のもの	58,750	73,676	11,729,109	453,210,858	38,640
非 課 税 家 屋			853	510,551		

(7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積			
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	
	(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ニ) (㎡)	(ホ) (㎡)	(ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	
戸 建 形 式 住 宅	45,984	760	45,224	5,161,237	33,977	5,127,260	
集 合 形 式 住 宅	2,300	1	2,299	504,819	98	504,721	
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,104	53	2,051	193,310	2,018	191,292
	その他の用の部分 2	2,104	53	2,051	96,652	1,270	95,382
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,104	53	2,051	289,962	3,288	286,674
旅 館 ・ ホ テ ル	45	0	45	6,424	0	6,424	
事 務 所 ・ 店 舗	758	33	725	82,622	666	81,956	
劇 場 ・ 病 院	59	0	59	12,543	0	12,543	
工 場 ・ 倉 庫	940	120	820	78,619	6,211	72,408	
附 属 家	8,875	2,242	6,633	303,868	54,834	249,034	
合 計	61,065	3,209	57,856	6,440,094	99,074	6,341,020	

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(令和6年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
153,930,797	72,915	153,857,882	29,824	2,146	30,008
16,549,679	133	16,549,546	32,783	1,357	32,789
3,350,042	4,546	3,345,496	17,330	2,253	17,489
1,468,935	3,074	1,465,861	15,198	2,420	15,368
4,818,977	7,620	4,811,357	16,619	2,318	16,783
108,389	0	108,389	16,873	0	16,873
1,744,548	3,381	1,741,167	21,115	5,077	21,245
454,204	0	454,204	36,212	0	36,212
462,954	11,000	451,954	5,889	1,771	6,242
1,358,346	81,196	1,277,150	4,470	1,481	5,128
179,427,894	176,245	179,251,649	27,861	1,779	28,269

(8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区分 構造別	棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数 (イ)	主たる用途以外の棟数	棟数 (ロ)	主たる用途以外の棟数	棟数 (ハ)	主たる用途以外の棟数
事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	26	11	0	0	26	11
	鉄筋コンクリート造	286	193	0	0	286	193
	鉄骨造	1,031	610	0	0	1,031	610
	軽量鉄骨造	248	144	1	1	247	143
	れんが造・コンクリートブロック造	17	2	0	0	17	2
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	1,608	960	1	1	1,607	959
住宅用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	26	4	0	0	26	4
	鉄筋コンクリート造	1,137	68	0	0	1,137	68
	鉄骨造	1,369	198	0	0	1,369	198
	軽量鉄骨造	6,417	15	4	0	6,413	15
	れんが造・コンクリートブロック造	70	6	0	0	70	6
	その他	1	0	0	0	1	0
	計	9,020	291	4	0	9,016	291
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	56	19	0	0	56	19
	鉄骨造	52	17	0	0	52	17
	軽量鉄骨造	12	7	0	0	12	7
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	125	43	0	0	125	43
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	13	1	0	0	13	1
	鉄筋コンクリート造	180	21	0	0	180	21
	鉄骨造	950	98	0	0	950	98
	軽量鉄骨造	395	18	10	0	385	18
	れんが造・コンクリートブロック造	180	7	11	0	169	7
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	1,718	145	21	0	1,697	145
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	3	1	0	0	3	1
	鉄筋コンクリート造	930	52	14	0	916	52
	鉄骨造	536	114	6	0	530	114
	軽量鉄骨造	1,092	31	57	0	1,035	31
	れんが造・コンクリートブロック造	945	9	65	0	880	9
	その他	11	0	0	0	11	0
	計	3,517	207	142	0	3,375	207
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	72	17	0	0	72	17
	鉄筋コンクリート造	2,589	353	14	0	2,575	353
	鉄骨造	3,938	1,037	6	0	3,932	1,037
	軽量鉄骨造	8,164	215	72	1	8,092	214
	れんが造・コンクリートブロック造	1,213	24	76	0	1,137	24
	その他	12	0	0	0	12	0
	計	15,988	1,646	168	1	15,820	1,645

(令和6年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ロ) (円)
205,616	0	205,616	14,095,772	0	14,095,772	68,554	0	68,554
329,387	0	329,387	20,268,406	0	20,268,406	61,534	0	61,534
667,830	0	667,830	38,309,741	0	38,309,741	57,365	0	57,365
35,089	15	35,074	959,542	111	959,431	27,346	7,400	27,354
1,874	0	1,874	37,617	0	37,617	20,073	0	20,073
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,239,813	15	1,239,798	73,671,361	111	73,671,250	59,421	7,400	59,422
99,779	0	99,779	6,719,575	0	6,719,575	67,345	0	67,345
835,229	0	835,229	55,263,800	0	55,263,800	66,166	0	66,166
365,118	0	365,118	19,023,444	0	19,023,444	52,102	0	52,102
971,831	62	971,769	36,915,153	594	36,914,559	37,985	9,581	37,987
6,049	0	6,049	82,565	0	82,565	13,649	0	13,649
244	0	244	3,324	0	3,324	13,623	0	13,623
2,278,250	62	2,278,188	118,007,861	594	118,007,267	51,798	9,581	51,799
60,025	0	60,025	9,876,910	0	9,876,910	164,547	0	164,547
70,961	0	70,961	5,439,288	0	5,439,288	76,652	0	76,652
40,720	0	40,720	3,877,694	0	3,877,694	95,228	0	95,228
3,728	0	3,728	169,991	0	169,991	45,598	0	45,598
50	0	50	1,297	0	1,297	25,940	0	25,940
0	0	0	0	0	0	0	0	0
175,484	0	175,484	19,365,180	0	19,365,180	110,353	0	110,353
75,026	0	75,026	3,211,128	0	3,211,128	42,800	0	42,800
194,080	0	194,080	4,878,218	0	4,878,218	25,135	0	25,135
1,067,884	0	1,067,884	43,999,890	0	43,999,890	41,203	0	41,203
45,628	296	45,332	472,233	1,323	470,910	10,350	4,470	10,388
9,705	291	9,414	90,597	1,143	89,454	9,335	3,928	9,502
20	0	20	279	0	279	13,950	0	13,950
1,392,343	587	1,391,756	52,652,345	2,466	52,649,879	37,816	4,201	37,830
8,748	4	8,744	1,340,730	128	1,340,602	153,261	32,000	153,317
65,216	206	65,010	3,178,256	2,082	3,176,174	48,734	10,107	48,857
168,621	143	168,478	5,184,628	725	5,183,903	30,747	5,070	30,769
44,043	1,296	42,747	388,028	5,561	382,467	8,810	4,291	8,947
18,380	795	17,585	181,969	5,144	176,825	9,900	6,470	10,055
299	0	299	5,662	0	5,662	18,936	0	18,936
305,307	2,444	302,863	10,279,273	13,640	10,265,633	33,669	5,581	33,895
449,194	4	449,190	35,244,115	128	35,243,987	78,461	32,000	78,461
1,494,873	206	1,494,667	89,027,968	2,082	89,025,886	59,556	10,107	59,562
2,310,173	143	2,310,030	110,395,397	725	110,394,672	47,787	5,070	47,789
1,100,319	1,669	1,098,650	38,904,947	7,589	38,897,358	35,358	4,547	35,405
36,058	1,086	34,972	394,045	6,287	387,758	10,928	5,789	11,088
580	0	580	9,548	0	9,548	16,462	0	16,462
5,391,197	3,108	5,388,089	273,976,020	16,811	273,959,209	50,819	5,409	50,845

(9) 新增分家屋に関する調
=木造家屋=

(令和5年1月2日～令和6年1月1日)

家屋の種類	区分	棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち	
新 増	戸建形式住宅	695	0	72,964	0	6,566,241	0	89,993
	集合形式住宅	29	0	9,960	0	914,113	0	91,778
	併用住宅	7	0	787	0	66,793	0	84,870
	旅館・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・店舗	8	0	1,492	0	99,729	0	66,842
	劇場・病院	0	0	0	0	0	0	0
	工場・倉庫	4	0	259	0	15,822	0	61,089
分 附 属 家	2	0	58	0	4,001	0	68,983	
合計		745	0	85,520	0	7,666,699	0	89,648

=木造以外の家屋=

家屋の種類	区分	構造別	棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
			総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち 増築分	
新 増 分	事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄骨造	5	0	3,066	0	282,901	0	92,270
		軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		計	5	0	3,066	0	282,901	0	92,270
	戸建形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	2	0	187	0	21,074	0	112,695
		鉄骨造	6	0	985	0	103,930	0	105,513
		軽量鉄骨造	41	0	4,503	0	468,143	0	103,962
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		計	49	0	5,675	0	593,147	0	104,519
	集合形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄骨造	9	0	5,115	0	585,165	0	114,402
		軽量鉄骨造	11	0	3,892	0	409,065	0	105,104
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		計	20	0	9,007	0	994,230	0	110,384
	病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
		鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
		軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄骨造	8	0	20,800	0	2,151,470	0	103,436	
	軽量鉄骨造	1	0	90	0	8,012	0	89,022	
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	9	0	20,890	0	2,159,482	0	103,374	
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0	
	軽量鉄骨造	7	0	279	0	16,372	0	58,681	
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	7	0	279	0	16,372	0	58,681	
合計		90	0	38,917	0	4,046,132	0	103,968	

(10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (m ²)	総額 (ロ) (千円)	
戸建形式住宅	403	36,068	519,551	14,405
集合形式住宅	22	4,286	67,399	15,725
併用住宅	32	3,726	40,173	10,782
旅館・ホテル	2	531	3,171	5,972
事務所・店舗	11	980	7,880	8,041
劇場・病院	0	0	0	0
工場・倉庫	13	1,020	5,599	5,489
附属家	118	3,821	10,905	2,854
合計	601	50,432	654,678	12,981

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (m ²)	総額 (ロ) (千円)	
事務所・店舗	28	72,315	4,505,724	62,307
住宅用建物	35	12,053	511,720	42,456
病院・ホテル	3	2,583	181,951	70,442
工場・倉庫	15	6,464	174,354	26,973
その他	24	983	51,441	52,331
合計	105	94,398	5,425,190	57,471

(11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (m ²)	決定価格 (ロ) (千円)	単位当たり 評価額 (ロ)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
令和4年度	木造	6,262,731	171,841,908	27,439	171,821,783
	木造以外	5,426,784	279,589,532	51,520	278,906,967
	計	11,689,515	451,431,440	38,618	450,728,750
令和5年度	木造	6,304,470	178,356,665	28,291	178,337,408
	木造以外	5,440,575	282,859,151	51,991	282,181,639
	計	11,745,045	461,215,816	39,269	460,519,047
令和6年度	木造	6,440,094	179,427,894	27,861	179,409,412
	木造以外	5,391,197	273,976,020	50,819	273,432,644
	計	11,831,291	453,403,914	38,322	452,842,056

(12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(令和6年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			令和6年度に新たに軽減			令和6年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	2,023	183,713	106,817	667	59,954	38,066	632	58,230	31,744
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	683	39,254	27,086	122	6,689	4,903	108	5,963	3,304
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,077	115,995	68,540	205	22,153	14,520	232	25,247	13,668
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	41	4,612	2,829	6	603	401	8	845	484
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	12	622	362	0	0	0	0	0	0
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則 第15条の8 第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(特定居住用部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非特定居住用部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	1	104	9	1	104	9	1	104	9
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	18	1,443	116	18	1,443	116	18	1,443	116
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	3	339	50	3	339	50	3	339	50
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第16条の2第10項 平成28年熊本地震 被災代替家屋	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
合 計		3,858	346,082	205,809	1,022	91,285	58,065	1,002	92,171	49,375

(13) 償却資産の価格等に関する調

(令和6年1月1日現在)

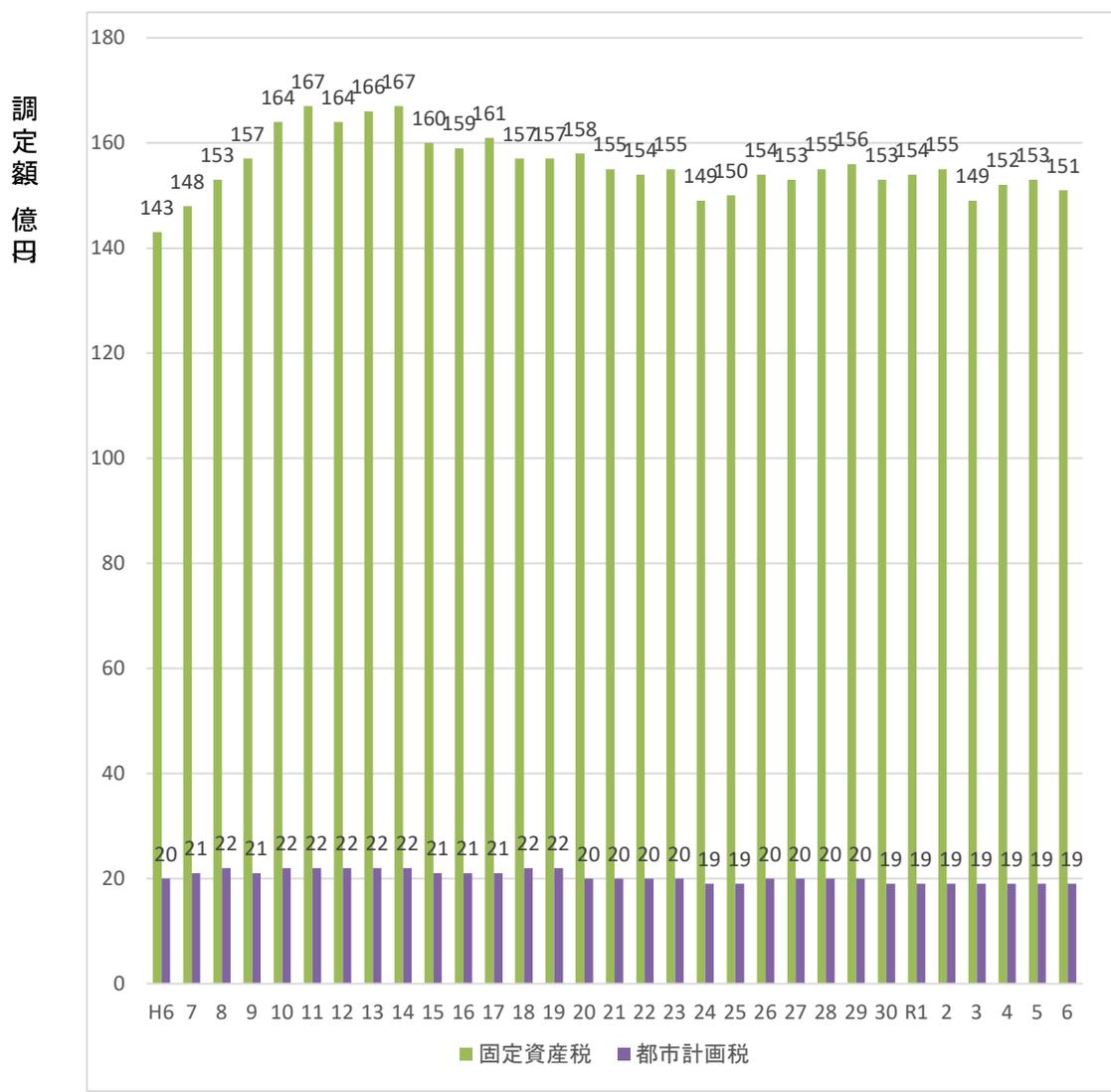
総括表		(法定免税点以上のもの)			
		納税義務者数 2,328人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市 町 村 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	34,579,469	34,538,035	15,731	34,522,304
	機 械 及 び 装 置	49,558,215	49,160,946	85,795	49,075,151
	船 舶	90,889	48,724	42,164	6,560
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	399,721	399,721	0	399,721
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	20,649,229	20,625,342	179	20,625,163
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	105,277,523	104,772,768	143,869	104,628,899
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	97,064,350	95,261,499		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,806,685	6,644,391		
	小 計 (ニ)	104,871,035	101,905,890		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		210,148,558	206,678,658		
同 上 内 訳	市町村分の額		206,678,658		
	道府県分の額		-		

(14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分 (法定免税点以上のもの)		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第2項 (取得後5年間)	ガス事業用資産	63,250	1 / 3	21,083
	第2項 (その後5年間)	ガス事業用資産	1,203	2 / 3	802
	第5項	内航船舶	84,329	1 / 2	42,164
	第9項	日本放送協会	27,201	1 / 2	13,601
	第19項	新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	28,054	2 / 3	18,702
法附則第15条	第2項 (平成11年3月31日以前取得)	公共の危害防止施設等	1,187	1 / 6	198
	第2項 (平成26年4月1日～ 平成30年3月31日取得)	公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)	2,045	1 / 3	682
	第2項 (平成30年4月1日～ 令和2年3月31日取得)	公共の危害防止施設等 (下水道除害設備)	5,469	3 / 4	4,102
	第44項	先端設備等	56,386	1 / 2	28,193
		先端設備等 (賃上げ目標設定事業者)	42,330	1 / 3	14,110
	旧第32項	特定事業所内保育施設 (わがまち特例)適用分	463	1 / 2	232
	旧第41項	先端設備等	5,276	0	0
旧法附則第64条	新型コロナ先端設備等	330,317	0	0	

(15) 固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成6年度以降)



3 軽自動車税(種別割)

(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車種		年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比(%)	
				(台)	(台)	(台)	(台)		
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下			9,021	8,723	8,575	8,349	95.71	
	90cc以下又は0.8kW以下			766	810	825	825	101.85	
	125cc以下又は1.0kW以下			2,903	3,113	3,283	3,430	110.18	
	ミニカー			206	220	223	236	107.27	
	小計			12,896	12,866	12,906	12,840	99.80	
軽自動車	2輪車			2,853	2,930	3,026	3,140	107.17	
	3輪車	新税率	旧税率	0	0	0	0	-	
			軽課なし	0	0	0	0	-	
			75%減	0	0	0	0	-	
			50%減	0	0	0	0	-	
			25%減	0	0	0	0	-	
			重課	1	1	1	1	100.00	
	乗用	営業用	新税率	旧税率	0	0	0	3	-
				軽課なし	2	3	3	3	100.00
				75%減	0	0	0	1	-
				50%減	0	0	0	0	-
				25%減	0	0	0	0	-
		重課	0	0	1	7	-		
		自家用	新税率	旧税率	11,970	10,384	8,883	7,417	71.43
				軽課なし	10,034	12,578	14,130	15,717	124.96
				75%減	0	0	93	89	-
				50%減	181	0	0	0	-
	25%減			787	0	0	0	-	
	重課	6,808	7,120	7,371	7,555	106.11			
	4輪車	営業用	新税率	旧税率	145	114	99	89	78.07
				軽課なし	201	238	292	330	138.66
				75%減	2	0	1	9	-
				50%減	0	0	0	0	-
				25%減	0	0	0	0	-
		重課	69	62	75	75	89.86		
		貨物	新税率	旧税率	3,036	2,549	2,049	1,643	83.96
				軽課なし	3,132	3,671	4,173	4,610	117.21
75%減				0	3	0	0	-	
50%減				0	0	0	0	-	
25%減	61			0	0	0	-		
重課	3,180	3,248	3,341	3,323	102.31				
小計			42,462	42,901	43,538	44,012	102.59		
小型特殊自動車	農耕作業用			701	714	726	739	103.50	
	特殊作業用			374	378	372	369	97.62	
	小計			1,075	1,092	1,098	1,108	101.47	
2輪の小型自動車			2,492	2,576	2,688	2,733	106.09		
合計			58,925	59,435	60,230	60,693	102.12		
当初調定額			394,787 千円	409,348 千円	421,247 千円	431,480 千円	105.41		

※非課税、課税保留及び減免車両を除く。

※従前の「軽自動車税」は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に名称変更された。

(2) 令和6年度軽自動車税(種別割)課税状況

(令和6年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下	8,357	22	8,379	22	8	8,349	2,000	16,698			
	90cc以下又は0.8kW以下	828	5	833	5	3	825	2,000	1,650			
	125cc以下又は1.0kW以下	3,434	40	3,474	40	4	3,430	2,400	8,232			
	ミニカー	236	0	236	0	0	236	3,700	873			
	小 計	12,855	67	12,922	67	15	12,840		27,453			
軽自動車	2 輪 車			3,141	0	3,141	0	1	3,140	3,600	11,304	
		3輪車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗用	営業用	旧税率	3	0	3	0	0	3	5,500	17	
			軽課なし	3	0	3	0	0	3	6,900	21	
			新税率	75%減	1	0	1	0	0	1	1,800	2
				50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	7	0	7	0	0	7	8,200	57		
		自家用	旧税率	7,563	4	7,567	4	146	7,417	7,200	53,402	
			軽課なし	16,033	6	16,039	6	316	15,717	10,800	169,744	
			新税率	75%減	91	2	93	2	2	89	2,700	240
				50%減	0	0	0	0	0	0	5,400	0
	25%減			0	0	0	0	0	0	8,100	0	
	重課	7,714	1	7,715	1	159	7,555	12,900	97,459			
	4 輪 車	営業用	旧税率	90	0	90	0	1	89	3,000	267	
			軽課なし	336	0	336	0	6	330	3,800	1,254	
			新税率	75%減	9	0	9	0	0	9	1,000	9
				50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	2,900	0
		重課	75	0	75	0	0	75	4,500	337		
		貨物	旧税率	1,660	8	1,668	8	17	1,643	4,000	6,572	
			軽課なし	4,647	28	4,675	28	37	4,610	5,000	23,050	
新税率			75%減	0	1	1	1	0	0	1,300	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0	
	25%減		0	0	0	0	0	0	3,800	0		
重課	3,355	12	3,367	12	32	3,323	6,000	19,938				
小 計	44,729	62	44,791	62	717	44,012		383,678				
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用	739	0	739	0	0	739	2,400	1,774			
	特 殊 作 業 用	369	2	371	2	0	369	5,900	2,177			
	小 計	1,108	2	1,110	2	0	1,108		3,951			
2 輪 の 小 型 自 動 車		2,736	15	2,751	15	3	2,733	6,000	16,398			
合 計		61,428	146	61,574	146	735	60,693		431,480			

※課税保留を除く。
 ※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

4 市たばこ税

(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成29年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	240,905,700	0	1,384,081	239,521,619	94.24	1,260,362,729	94.24	税率改正(H29年4月から) 平成29年度増税分 430円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	10,186,020	0	16,740	10,169,280	81.91	33,597,307	94.15	
	手持ち品課税(旧3級品)	286,301	0	0	286,301	—	123,736	—	
	計	251,378,021	0	1,400,821	249,977,200	93.65	1,294,083,772	94.23	
平成30年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	228,642,801	0	1,239,273	227,403,528	94.94	1,233,517,201	97.87	税率改正(H30年4月から) 税率改正(H30年10月から) 平成30年度増税分 430円/1,000本 平成30年度増税分 645円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	7,962,260	0	21,940	7,940,320	78.08	31,179,722	92.80	
	手持ち品課税(一般品目)	11,822,299	0	0	11,822,299	—	5,083,537	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	262,402	0	0	262,402	—	169,217	—	
	計	248,689,762	0	1,261,213	247,428,549	98.98	1,269,949,677	98.14	
令和元年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	222,673,433	0	1,213,818	221,459,615	97.39	1,260,548,106	102.19	税率改正(R元年10月から) 令和元年度増税分 1,692円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	4,217,600	0	46,720	4,170,880	52.53	16,641,898	53.37	
	手持ち品課税(旧3級品)	79,000	0	0	79,000	—	133,642	—	
	計	226,970,033	0	1,260,538	225,709,495	91.22	1,277,323,646	100.58	
令和2年度	製造たばこ	212,252,054	0	1,274,382	210,977,672	95.27	1,235,291,723	98.00	税率改正(R2年10月から) 旧3級品の特例税率廃止 令和2年度増税分 430円/1,000本 旧3級品の特例税率廃止
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	10,035,505	0	0	10,035,505	—	4,315,222	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	222,287,559	0	1,274,382	221,013,177	97.92	1,239,606,945	97.05	
令和3年度	製造たばこ	211,291,412	0	1,347,061	209,944,351	99.51	1,319,900,279	106.85	税率改正(R3年10月から) 令和3年度増税分 430円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	10,857,939	0	0	10,857,939	—	4,668,867	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
計	222,149,351	0	1,347,061	220,802,290	99.90	1,324,569,146	106.85		
令和4年度	製造たばこ	215,768,738	0	1,277,498	214,491,240	102.17	1,405,346,588	106.47	
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	8,600	0	0	8,600	—	3,698	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	215,777,338	0	1,277,498	214,499,840	97.15	1,405,350,286	106.10	
令和5年度	製造たばこ	217,963,304	0	783,552	217,179,752	101.25	1,422,961,714	101.25	
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	0	0	0	0	—	0	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	217,963,304	0	783,552	217,179,752	101.25	1,422,961,714	101.25	

5 入湯税

(1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)
100円(日帰りの者)

(2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者 (上段: 宿泊) (下段: 日帰り)	調定額 (上段: 宿泊) (下段: 日帰り)	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
令和3年度	262,609	110,217	16,532,550	5,676,750	152.29
		34,084	3,408,400	1,506,100	179.17
令和4年度	375,439	172,455	25,868,250	9,335,700	156.47
		38,240	3,824,000	415,600	112.19
令和5年度	412,338	183,343	27,501,450	1,633,200	106.31
		40,189	4,018,900	194,900	105.10

(3) 特別徴収義務者数:6施設(令和6年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。

(4) 入湯税の使途

入湯税は目的税であり、令和5年度は観光振興及び観光施設の整備に充てられた。

6 都市計画税

(令和6年1月1日現在)

(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,586	0	0	18,586	
都市計画 区域の面積	113,600	28,220	85,580	0	113,800	有

(2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	46,371	52,891	66,168
法定免税点未満のもの (ロ)	1,105	1,441	2,180
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	45,266	51,450	63,988

(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)					家 屋 の 床 面 積 (㎡)		
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,321	2,184	17,505	1,030	18,535	5,310,493	4,896,876	10,207,369

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)					家 屋 の 棟 数 (棟)		
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	77,557	9,425	86,982	2,978	89,960	47,537	13,638	61,175

(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

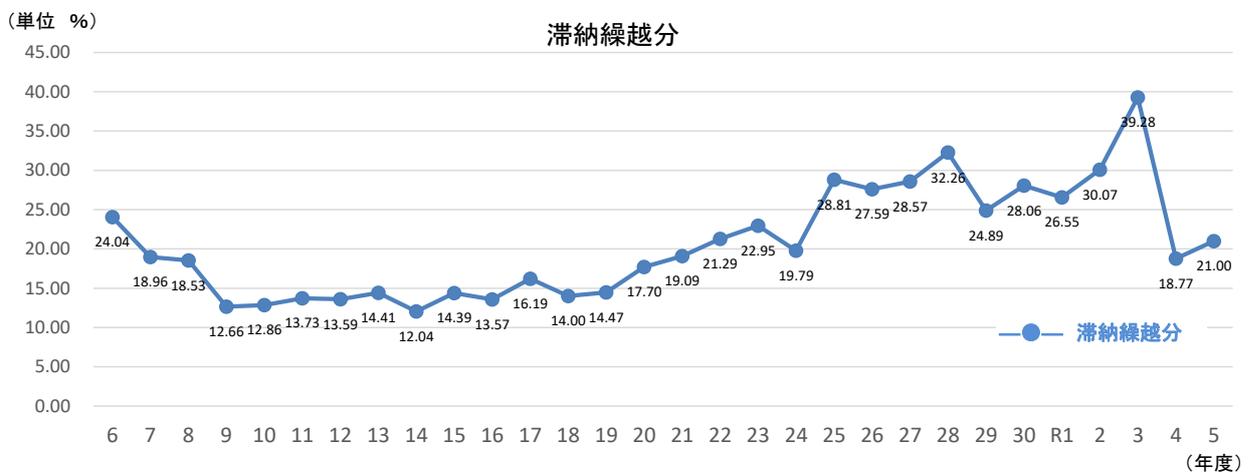
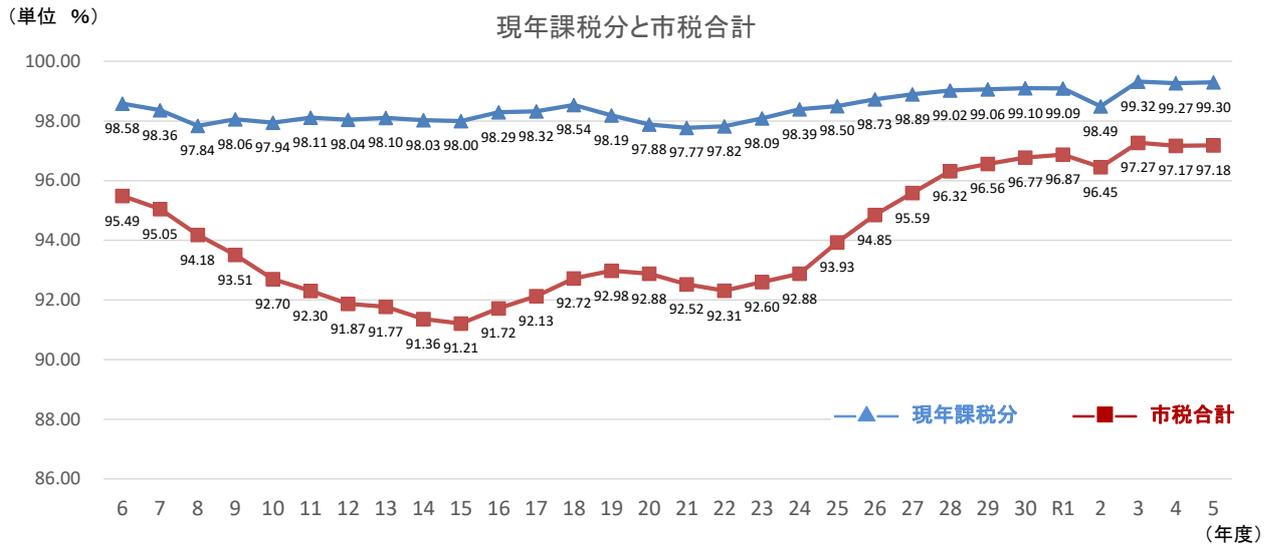
区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	住 宅	小規模住宅用地	624,929,503	0	0	624,929,503	208,283,163	0	0	208,283,163
		一般住宅用地	120,477,317	0	0	120,477,317	80,306,857	0	0	80,306,857
	非 住 宅 用 地	小 計	257,564,870	0	0	257,564,870	172,522,480	0	0	172,522,480
		小 計	1,002,971,690	0	0	1,002,971,690	461,112,500	0	0	461,112,500
地	農 地	23,854,825	0	0	23,854,825	15,204,788	0	0	15,204,788	
	そ の 他	101,629,094	0	0	101,629,094	69,330,564	0	0	69,330,564	
	計	1,128,455,609	0	0	1,128,455,609	545,647,852	0	0	545,647,852	
家 屋	木 造 家 屋	154,572,615	0	0	154,572,615	154,554,133	0	0	154,554,133	
	木造以外の家屋	247,339,590	0	0	247,339,590	246,902,379	0	0	246,902,379	
	計	401,912,205	0	0	401,912,205	401,456,512	0	0	401,456,512	
合 計	1,530,367,814	0	0	1,530,367,814	947,104,364	0	0	947,104,364		

7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されている。

第3章 徵 収

1 市税収納率の推移



※R3の滞納繰越分は、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する徴収猶予の特例分を含む。

(単位: %)

年度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
現年課税分	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00	98.29	98.32	98.54	98.19
滞納繰越分	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39	13.57	16.19	14.00	14.47
市税合計	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21	91.72	92.13	92.72	92.98

(単位: %)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
現年課税分	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06	99.10	99.09	98.49	99.32	99.27	99.30
滞納繰越分	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89	28.06	26.55	30.07	39.28	18.77	21.00
市税合計	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.32	96.77	96.87	96.45	97.27	97.17	97.18

2 年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
差 押 え	債権	745	142,454,119	631	117,883,243	438	106,939,375	616	119,668,809	
	動産	0	0	0	0	1	173,700	0	0	
	不動産	164	82,450,686	153	74,553,480	139	60,610,664	147	64,057,939	
	計	909	224,904,805	784	192,436,723	578	167,723,739	763	183,726,748	
公 売	不動産	公売公告	16		10		5		4	
		公売実施	14		10		5		4	
		落札	5	70,330,000	5	60,331,500	2	21,604,000	4	116,153,847
	動産	公売公告	3		0		0		0	
		公売実施	3		0		0		0	
		落札	3	601,000	0	0	0	0	0	0

※公売の落札欄の金額は、売却額を記載

3 年度別督促状発付状況

税目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	21,286	678,498,160	20,502	630,952,820	21,471	721,322,085	22,114	738,043,978
法人市民税	309	21,152,200	342	26,488,620	320	26,470,200	376	23,181,120
固定資産税・都市計画税	21,292	720,385,012	21,221	629,387,139	21,508	632,994,050	21,539	632,627,252
軽自動車税(種別割)	5,970	37,671,700	6,029	39,300,600	6,129	41,240,400	5,818	38,942,200
計	48,857	1,457,707,072	48,094	1,326,129,179	49,428	1,422,026,735	49,847	1,432,794,550

4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公布 平成12年3月31日
- (2) 施行 平成12年7月1日

5 市税滞納審査会

- (1) 設置 平成12年7月1日
- (2) 構成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)
 - ┌ 市民代表 1名
 - └ 学識経験者 5名
- (3) 任期 2年
- (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31~
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。

6 市税の納付方法別の件数及び割合

(令和6年5月31日現在)

税 目	納 付 方 法	納 付 件 数	割 合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・住民窓口等	12,311 件	11.67 %	105,504 件
	コンビニエンスストア	41,708 件	39.53 %	
	スマートフォン決済	1,793 件	1.70 %	
	共 通 納 税	20,071 件	19.02 %	
	口 座 振 替	29,621 件	28.08 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・住民窓口等	21,040 件	7.06 %	297,877 件
	コンビニエンスストア	68,592 件	23.03 %	
	スマートフォン決済	2,179 件	0.73 %	
	共 通 納 税	51,388 件	17.25 %	
	口 座 振 替	154,678 件	51.93 %	
軽自動車税 (種別割)	金融機関・住民窓口等	4,544 件	7.56 %	60,139 件
	コンビニエンスストア	32,562 件	54.14 %	
	スマートフォン決済	643 件	1.07 %	
	共 通 納 税	14,659 件	24.38 %	
	口 座 振 替	7,731 件	12.86 %	
合計	金融機関・住民窓口等	37,895 件	8.18 %	463,520 件
	コンビニエンスストア	142,862 件	30.82 %	
	スマートフォン決済	4,615 件	1.00 %	
	共 通 納 税	86,118 件	18.58 %	
	口 座 振 替	192,030 件	41.43 %	

7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税 目	期別	令和4年度	令和5年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	82.75 %	82.73 %	▲ 0.02 %
	第2期	83.04 %	81.76 %	▲ 1.28 %
	第3期	81.17 %	80.88 %	▲ 0.29 %
	第4期	80.70 %	81.52 %	0.82 %
	合計	81.87 %	81.52 %	▲ 0.35 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	93.98 %	93.79 %	▲ 0.19 %
	第2期	92.27 %	93.17 %	0.90 %
	第3期	93.64 %	93.82 %	0.18 %
	第4期	94.61 %	94.46 %	▲ 0.15 %
	合計	93.63 %	93.81 %	0.18 %
軽自動車税 (種別割)	全期	83.15 %	83.39 %	0.24 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

8 年度別市税延滞金徴収状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額(円)	80,698,888	81,381,466	78,518,893	44,851,877	37,837,202
前年度比 (円)	△ 8,229,549	682,578	△ 2,862,573	△ 33,667,016	△ 7,014,675
前年度比 (%)	△7.7	0.8	△ 3.5	△ 42.9	△ 15.6

9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	17,425,692	2,806,368	3,713,738	4,309,160
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	20,935,369	7,107,110	26,520,830	5,179,018
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	6,972,558	9,914,851	8,874,678	8,295,166
法第18条第1項 消滅時効によるもの	9,760,728	8,388,899	9,807,532	14,657,267
合計	55,094,347	28,217,228	48,916,778	32,440,611

10 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数								
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

第4章 その他の資料

1 市税調定額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
令和4年1月1日現在	188,025	82,945
令和5年1月1日現在	187,166	83,788

区分 税目	令和4年度			令和5年度			比較増減	
	調定額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	調定額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円
市 税	33,548,731	404,470	178,427	33,621,888	401,273	179,637	△3,197	1,210
現年課税分	32,674,461	393,929	173,777	32,712,034	390,414	174,776	△3,515	999
市民税	13,626,567	164,284	72,472	13,623,978	162,601	72,791	△1,683	319
固定資産税	15,291,889	184,362	81,329	15,290,384	182,489	81,694	△1,873	365
軽自動車税	435,139	5,246	2,314	448,602	5,354	2,397	108	83
市たばこ税	1,405,350	16,943	7,474	1,422,962	16,983	7,603	40	129
入湯税	29,692	358	158	31,520	376	168	18	10
都市計画税	1,885,824	22,736	10,030	1,894,588	22,612	10,123	△124	93
滞納繰越分	874,270	10,540	4,650	909,854	10,859	4,861	319	211

2 市税収入額比較表

区分 税目	令和4年度			令和5年度			比較増減	
	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円
市 税	32,600,581	393,039	173,384	32,672,619	389,944	174,565	△3,095	1,181
現年課税分	32,436,483	391,060	172,511	32,481,567	387,664	173,544	△3,396	1,033
市民税	13,497,087	162,723	71,783	13,500,260	161,124	72,130	△1,599	347
固定資産税	15,200,121	181,412	80,841	15,200,204	181,413	81,212	1	371
軽自動車税	429,746	5,181	2,286	443,225	5,290	2,368	109	82
市たばこ税	1,405,350	16,943	7,474	1,422,962	16,983	7,603	40	129
入湯税	29,692	358	158	31,520	376	168	18	10
都市計画税	1,874,487	22,599	9,969	1,883,396	22,478	10,063	△121	94
滞納繰越分	164,098	1,978	873	191,052	2,280	1,021	302	148

3 税証明手数料等

区分 年度	証明手数料		閲覧手数料		臨時運行許可申請手数料		試乗標識交付手数料		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550
平成30年度	36,797	12,536,000	3,069	920,700	1,079	809,250	49	24,500	40,994	14,290,450
令和元年度	31,231	10,803,800	2,868	860,400	1,106	829,500	42	21,000	35,247	12,514,700
令和2年度	29,366	10,307,200	2,991	897,300	1,148	861,000	55	27,500	33,560	12,093,000
令和3年度	28,669	10,118,500	3,102	930,600	1,203	902,250	50	25,000	33,024	11,976,350
令和4年度	32,901	11,457,400	3,158	947,400	991	743,250	48	24,000	37,098	13,172,050
令和5年度	28,764	10,189,200	3,157	947,100	913	684,750	44	22,000	32,878	11,843,050

備考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円
 閲覧手数料 1件 300円
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円
 試乗標識交付手数料 1件 500円
 督促手数料 昭和38年10月廃止

4 納税義務者等に関する調

区分 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人均等割	97,200	96,896	97,385	97,964	98,908 人
個人所得割	92,156	91,917	92,485	92,889	88,168 人
特別徴収個人 (給与特徴)	63,161	63,274	63,405	63,964	64,656 人
特別徴収義務者 (給与特徴)	12,726	12,849	13,072	13,298	13,656 人
特別徴収個人 (年金特徴)	17,604	17,936	18,136	18,176	19,153 人
特別徴収義務者 (年金特徴)	9	9	9	8	8 人
法人均等割	5,403	5,445	5,494	5,565	5,706 社
法人税割	5,352	5,393	5,441	5,511	5,659 社
固定資産税	74,411	74,327	74,630	74,756	74,701 人
土地	50,923	51,301	51,692	52,035	52,369 人
家屋	57,591	57,639	58,129	58,533	58,750 人
償却資産	2,250	2,026	2,316	2,379	2,328 人
軽自動車 (種別割)	58,489	58,925	59,435	60,230	60,693 台

5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成30年度※	0件	-	2回
令和元年度	家屋 1件、土地 2件	棄却2件、一部認容1件	5回
令和2年度	0件	-	3回
令和3年度※	0件	-	2回
令和4年度	0件	-	0回
令和5年度	1件	棄却1件	1回

6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	
税 収 入 額	(1) 市 税	32,600,581	32,672,620	31,746,000	
	(2) 個 人 県 民 税	7,780,383	7,877,981	7,499,988	
	(3) 合 計	40,380,964	40,550,601	39,245,988	
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	254,855	259,792	260,000
		(5) 諸 手 当	190,180	200,404	202,600
		(イ) 超 過 勤 務 手 当	30,256	31,121	31,400
		(ロ) 税 務 特 別 手 当	772	777	800
		(ハ) そ の 他 の 手 当	159,152	168,506	170,400
		(6) 報 酬	22,715	25,611	37,461
		(7) そ の 他	89,094	88,885	88,298
		(8) 小 計	556,844	574,692	588,359
物 件 費	(9) 旅 費	1,063	1,107	1,554	
	(10) そ の 他	110,086	75,100	132,169	
	(11) 小 計	111,149	76,207	133,723	
費	奨励金及びこれに類する経費	(12) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		(13) そ の 他	27	27	42
		(14) 小 計	27	27	42
		(15) そ の 他	38,727	36,067	42,039
		(16) 合 計	706,747	686,993	764,163
県民税徴収取扱費 (取扱委託金)	(17) 納税義務者数を基準にした金額	313,184	314,047	313,611	
	(18) 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	(19) 合 計	313,184	314,047	313,611	
税 収 入 (見 込) 額 対 する 徴 税 費 の 割 合	(20) (16) - (19) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)	393,563	372,946	450,552	
	(21) (16) / (3) (徴税費)/(税収入額)	2%	2%	2%	
	(22) (20) / (1) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)/(市税収入)	1%	1%	1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	69	69	68	
	会計年度任用職員等	16	15	17	
	合 計	85	84	85	

(「令和6年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

7 令和5年家屋建築状況調

(令和6年4月1日)

区分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	745	0	90	0	835	0
床面積(m ²)	85,520	0	38,917	0	124,437	0

8 令和5年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区分	筆 数		区分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,696	表示登記	新 築	817
	合 筆	506		増 築	1
	地目変更	557		減 失	508
	その他	399		その他	73
	計	3,158		計	1,399
所有権移転登記		10,160	所有権移転登記		4,237
名義人表示登記		1,720	名義人表示登記		546
合 計		15,038	合 計		6,182

9 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理 日・月計表、納入者一覧表、過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト
固定資産税	土地家屋 (昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	還付通知書、過誤納金還付整理表 督促状・催告書、未納者一覧表 滞納整理票(現年度分)(滞納繰越分) ※オンライン実施 市県民税(昭和61年度)、固定資産税(昭和62年度) 口座(昭和62年度)、納蓄(昭和63年度) 軽自動車税(平成元年度)、収納(平成2年度) ※市税滞納整理管理システム(平成13年11月導入) ※確定申告等の国税連携システム(平成23年1月導入) ※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～)
	償却資産 (昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)
市県民税	普通徴収 (昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※基幹業務システム再構築 CP → ADWORLD(平成26年度移行) ※口座振替データ伝送開始(平成26年11月～) ※コンビニエンスストア及び一部郵便局で 証明書発行開始(平成31年1月15日～) 市県民税((非)課税証明書)
	特別徴収 (昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※地方税共通納税システム稼働(令和元年10月～) ※基幹業務システム更新(令和2年9月～) ADWORLD → ADWORLD ※コンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済 アプリによる収納開始(令和3年5月～) ※登記済通知書のデータ受取り(令和3年10月～) ※地方税共通納税システムを利用したQRコード決済 による収納開始(令和5年4月～)
法人市民税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)

10 市税の税率表(その1)

区分	市民					税																																
	個人				法人																																	
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者					1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額					1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H6.4.1以降に終了する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	1億円超	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1千万円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円
資本等の金額	従業者数	標準税率																																				
50億円超	50人超	3,000,000円																																				
	50人以下	410,000円																																				
10億円超	50人超	1,750,000円																																				
	50人以下	410,000円																																				
1億円超	50人超	400,000円																																				
	50人以下	160,000円																																				
1千万円超	50人超	150,000円																																				
	50人以下	130,000円																																				
1千万円以下	50人超	120,000円																																				
	50人以下	50,000円																																				
上記以外の法人等		50,000円																																				
税率	1. 均等割 市民税 3,500円(※ ² 上乗せ500円) 県民税 1,800円(※ ¹ 上乗せ300円 ※ ² 上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(※ ¹ 上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで (第3期)平成29年度分から令和3年度分まで (第4期)令和4年度分から令和8年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から令和5年度分まで					2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> H26.10.1以降開始する事業年度から適用		区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																							
区分	税率																																					
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%																																					
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%																																					
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																																					
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎月																															
	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2か月ごと)																																
納期(市税条例)	6月1日 } 6月30日	8月1日 } 8月31日	10月1日 } 10月31日	1月1日 } 1月31日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																															

10 市税の税率表(その2)

区分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	都市計画税 (土地・家屋)	軽自動車税(種別割)		
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者		1月1日現在における軽自動車等の所有者(使用者)		
課税標準	1月1日現在における 当該固定資産の価格	1月1日現在における 当該固定資産の価格	(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く)年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの(側車付のもの含む。) 年額3,600円 3輪のもの 年額3,900円(3,100円) 4輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額2,400円 その他のもの 年額5,900円 (3)2輪の小型自動車 年額6,000円 <small>※軽自動車(2輪及び4輪以上のもの)については、平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両は()外の税率を適用し、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は()内の税率を適用する。 ※グリーン化特例(軽課及び重課)については、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについて軽減税率を適用する。</small>		
税率等	1.4/100 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	0.2/100			
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期 (市税条例)	4月1日 } 4月30日	7月1日 } 7月31日	11月1日 } 11月30日	2月1日 } 同月末日	5月11日 } 5月31日

10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数 従量税率 ●製造たばこ 売渡本数 × 6,552円 / 1,00	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額 1.4/100 免税点 5,000㎡ 未満	土地の取得価格 3/100 免税点 5,000㎡ 未満	鉱泉浴場への入湯行為 1日1人につき 宿 泊 150円 日 帰 り 100円
税率等		平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)		
期別	毎 月	全 期	全 期	毎 月
納期 (税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又 は 8月末日	翌月末日

11 市税税率の推移（その1）

区 分		年 度																																				
		H15	H16																																			
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）																																				
	人 所 得 割	標 準 税 率																																				
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率																																		
		50億円超	50人超	3,000,000																																		
			50人以下	410,000																																		
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																		
			50人以下	410,000																																		
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																		
			50人以下	160,000																																		
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																		
50人以下	130,000																																					
1千万円以下	50人超	120,000																																				
	50人以下	50,000																																				
上記以外の法人等		50,000																																				
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																						
	法人税割	資本等の金額	税率																																			
		10億円以上	14.7%																																			
		5億円以上10億円未満	13.5%																																			
		5億円未満	12.3%																																			
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）																																				
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>4輪 乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>2輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車	50cc以下	1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下	1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下	1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円		ミニカー	2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車			4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円			自家用	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車																																		
50cc以下	1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円																																		
90cc以下	1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円																																		
125cc以下	1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円																																			
ミニカー	2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車																																		
		4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円																																		
		自家用	4,000円																																			
市たばこ税		平成15年7月1日から	売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ）																																			
特別土地保有税		平成15年4月1日から	課税停止																																			
入湯税		—																																				
都市計画税		0.2%																																				

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		
		1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から				
宿泊 150円				
日帰り 100円				

11 市税税率の推移（その2）

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
上記以外の法人等				50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
		資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車		小型特殊自動車	
		50cc以下 1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車	
			4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26												
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)												
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)												
	<table border="0"> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>9.7%</td> <td>(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%			5億円以上10億円未満	10.9%			5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
資本等の金額	10億円以上	12.1%											
	5億円以上10億円未満	10.9%											
	5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)										
平成25年4月1日から	売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)												

11 市税税率の推移 (その3)

年度		H27																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table> <tbody> <tr> <td>資本等の金額 10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額 10億円以上	12.1%	5億円以上 10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																											
資本等の金額 10億円以上	12.1%																																	
5億円以上 10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税	<table> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>2輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>3輪 3,900円 ① 3,100円 ②</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円</td> <td>2輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 10,800円 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	2輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	3輪 3,900円 ① 3,100円 ②	特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	2輪の小型自動車 4,000円	ミニカー 2,500円	自家用 10,800円 7,200円			4輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円			自家用 5,000円 4,000円													
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	2輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	3輪 3,900円 ① 3,100円 ②	特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	2輪の小型自動車 4,000円																																
ミニカー 2,500円	自家用 10,800円 7,200円																																	
	4輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円																																	
	自家用 5,000円 4,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から	売渡本数×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																															
特別土地保有税	平成15年4月1日から	課税停止																																
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪	3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円			①	②	③
125cc・1.0kW以下 2,400円	3	輪	3,900円	3,100円	4,600円
ミニカー 3,700円	4輪	乗用	営業用 6,900円	5,500円	8,200円
			自家用 10,800円	7,200円	12,900円
	4輪	貨物	営業用 3,800円	3,000円	4,500円
			自家用 5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成28年4月1日から		2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その4)

年度		H29																																				
区分																																						
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																				
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																				
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000				
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																			
50億円超	50人超	3,000,000																																				
	50人以下	410,000																																				
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																				
	50人以下	410,000																																				
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																				
	50人以下	160,000																																				
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																				
	50人以下	130,000																																				
1千万円以下	50人超	120,000																																				
	50人以下	50,000																																				
上記以外の法人等		50,000																																				
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																												
資本等の金額	税率																																					
10億円以上	12.1%																																					
5億円以上10億円未満	10.9%																																					
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																					
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																					
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、 一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円			4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 乗用 家用 10,800円			4輪 貨物 家用 5,000円			4輪 乗用 家用 7,200円			4輪 貨物 家用 4,500円			4輪 乗用 家用 12,900円			4輪 貨物 家用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																				
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																				
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																				
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																				
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円																																					
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																					
	4輪 乗用 家用 10,800円																																					
	4輪 貨物 家用 5,000円																																					
	4輪 乗用 家用 7,200円																																					
	4輪 貨物 家用 4,500円																																					
	4輪 乗用 家用 12,900円																																					
	4輪 貨物 家用 6,000円																																					
市たばこ税	平成25年4月1日から平成29年4月1日から 売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																					
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																					
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																					
都市計画税	0.2%																																					

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪 3,600円			農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円		① 輪 3,900円	② 3,100円	③ 4,600円	特殊用 5,900円
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円	2輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円		自家用 10,800円	7,200円	12,900円	
	4輪 貨物 営業用	3,800円	3,000円	4,500円	
		自家用 5,000円	4,000円	6,000円	

3輪及び4輪の車両のうち

- ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両
- ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両
- ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成30年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)
平成30年10月1日から		5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)

11 市税税率の推移 (その5)

年度		H31/R元																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 貨物 営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 自家用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用			4輪 貨物 自家用			4輪 乗用 自家用			4輪 貨物 自家用			4輪 乗用 自家用						
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪	農耕用 2,400円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪	特殊用 5,900円																																
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用	2輪の小型自動車 6,000円																																
ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用																																	
	4輪 貨物 自家用																																	
	4輪 乗用 自家用																																	
	4輪 貨物 自家用																																	
	4輪 乗用 自家用																																	
市たばこ税	平成30年10月1日から 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く一般の紙巻たばこ) 旧3級品の紙巻たばこは、令和元年10月1日から特例税率が廃止され、一般の紙巻たばこと同じ税率になった。																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪	3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円			①	②	③
125cc・1.0kW以下 2,400円	3	輪	3,900円	3,100円	4,600円
					特殊用 5,900円
ミニカー 3,700円	4輪	乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円
		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	4輪	貨物 営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

令和2年10月1日から

売渡本数 × 6,122円 / 1,000本

11 市税税率の推移 (その6)

年度		R3																																													
区分																																															
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																													
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																													
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000													
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																												
50億円超	50人超	3,000,000																																													
	50人以下	410,000																																													
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																													
	50人以下	410,000																																													
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																													
	50人以下	160,000																																													
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																													
	50人以下	130,000																																													
1千万円以下	50人超	120,000																																													
	50人以下	50,000																																													
上記以外の法人等		50,000																																													
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																																					
資本等の金額	税率																																														
10億円以上	8.4%																																														
5億円以上10億円未満	7.2%																																														
5億円未満	6.0%																																														
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																														
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円			4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 貨物 営業用 3,000円			4輪 貨物 営業用 4,500円			4輪 貨物 営業用 5,000円			4輪 貨物 営業用 10,800円			4輪 貨物 営業用 7,200円			4輪 貨物 営業用 12,900円			4輪 貨物 営業用 5,000円			4輪 貨物 営業用 4,000円			4輪 貨物 営業用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																													
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																													
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																													
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																													
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円																																														
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																														
	4輪 貨物 営業用 3,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 4,500円																																														
	4輪 貨物 営業用 5,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 10,800円																																														
	4輪 貨物 営業用 7,200円																																														
	4輪 貨物 営業用 12,900円																																														
	4輪 貨物 営業用 5,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 4,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 6,000円																																														
市たばこ税	令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円/1,000本																																														
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																														
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																														
都市計画税	0.2%																																														

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下	2,000円	2	輪	3,600円	
90cc・0.8kW以下	2,000円	3	輪	3,900円	① ② ③
125cc・1.0kW以下	2,400円	4輪	乗用	営業用	6,900円 5,500円 8,200円
ミニカー	3,700円		乗用	営業用	6,900円 5,500円 8,200円
			乗用	自家用	10,800円 7,200円 12,900円
			貨物	営業用	3,800円 3,000円 4,500円
			貨物	自家用	5,000円 4,000円 6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

11 市税税率の推移 (その7)

年度		R5																																				
区分																																						
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																				
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																				
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000				
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																			
50億円超	50人超	3,000,000																																				
	50人以下	410,000																																				
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																				
	50人以下	410,000																																				
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																				
	50人以下	160,000																																				
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																				
	50人以下	130,000																																				
1千万円以下	50人超	120,000																																				
	50人以下	50,000																																				
上記以外の法人等		50,000																																				
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																												
資本等の金額	税率																																					
10億円以上	8.4%																																					
5億円以上10億円未満	7.2%																																					
5億円未満	6.0%																																					
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																					
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円			4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 乗用 家用 10,800円			4輪 貨物 家用 5,000円			4輪 乗用 家用 7,200円			4輪 貨物 家用 4,000円			4輪 乗用 家用 12,900円			4輪 貨物 家用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																				
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																				
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																				
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																				
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円																																					
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																					
	4輪 乗用 家用 10,800円																																					
	4輪 貨物 家用 5,000円																																					
	4輪 乗用 家用 7,200円																																					
	4輪 貨物 家用 4,000円																																					
	4輪 乗用 家用 12,900円																																					
	4輪 貨物 家用 6,000円																																					
市たばこ税	令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円/1,000本																																					
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																					
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																					
都市計画税	0.2%																																					

R6

市民税3,000円・県民税1,300円 ※令和6年度から国税である森林環境税(1,000円)が均等割と併せて賦課徴収されます。

市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪	3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円			① 3,900円	② 3,100円	③ 4,600円
125cc・1.0kW以下 2,400円	3	輪			特殊用 5,900円
	4輪	乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円
ミニカー 3,700円		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	4輪	貨物 営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

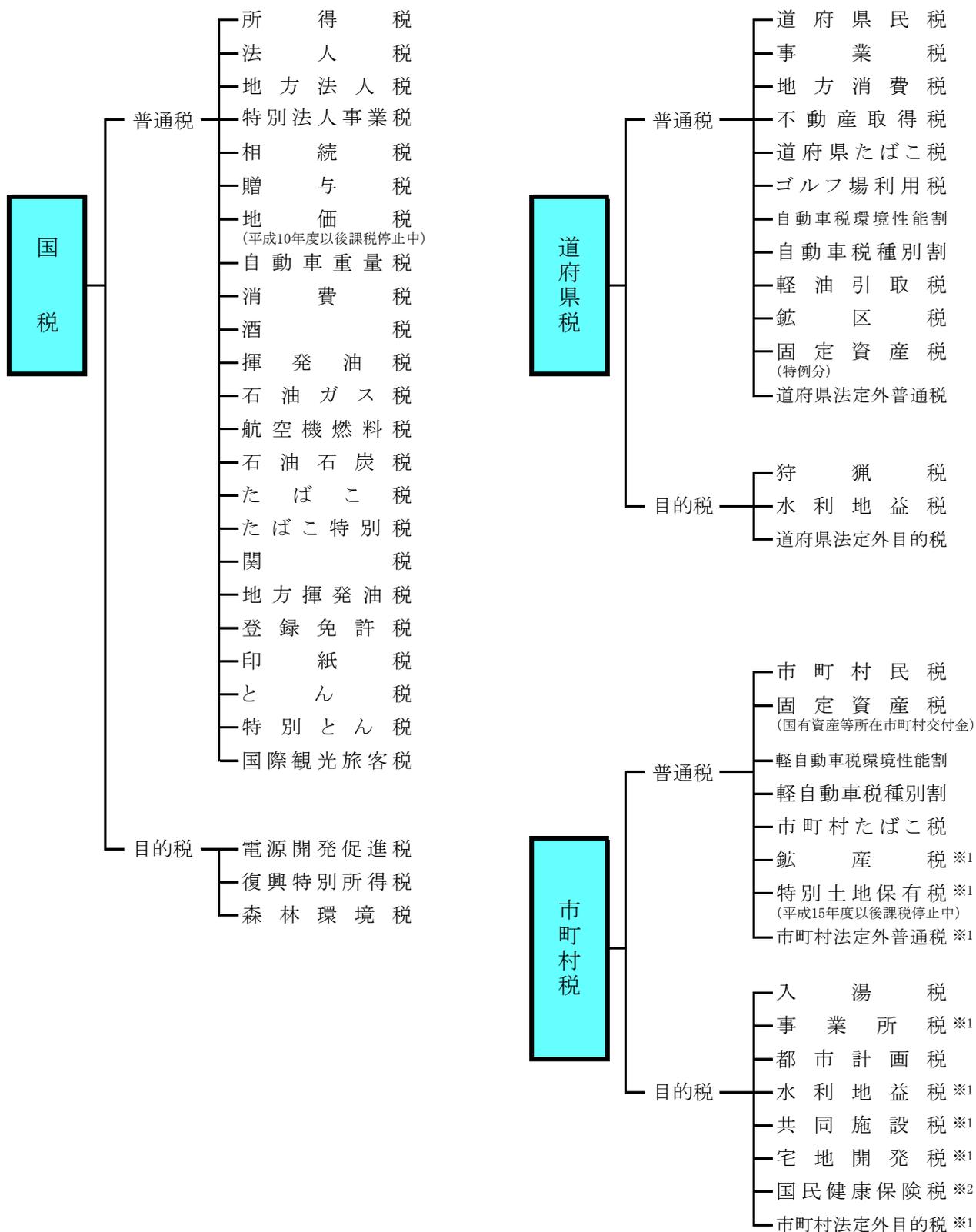
②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、
一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

12 税制一覽

(令和6年4月1日現在)



* 地方譲与税及び地方交付税を除く

※1 小田原市で課税のないもの
 ※2 小田原市は、料方式を採用

令和6年度 市税概要

編集・発行 令和7年3月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349